

柳 井 市 の 環 境

(令和6年度版)



柳 井 市

目 次

第1章 柳井市の概要	1
1 位置と地勢	1
2 人口と世帯数	1
3 産業	1
4 用途地域等	2
第2章 大気環境の保全	3
1 大気汚染の現況と対策	3
(1) 環境基準等の達成状況	3
(2) 工場・事業場対策	9
2 悪臭の現況と対策	11
(1) 悪臭の現況	11
(2) 悪臭の規制及び対策	11
第3章 水環境の保全	12
1 水質の現況	12
(1) 公共用水域	12
(2) 地下水質	13
(3) 海水浴場の水質	13
2 水質汚濁防止対策	16
(1) 生活排水対策	16
(2) 工場・事業場対策	20
(3) 地下水汚染対策	21
第4章 騒音・振動の防止	22
1 騒音・振動の現況	22
(1) 環境騒音	22
(2) 騒音・振動に関する苦情	22
2 騒音・振動規制	22
(1) 騒音規制法による規制	22
(2) 振動規制法による規制	22
(3) 山口県公害防止条例による規制	23
第5章 廃棄物の処理と減量化・リサイクル	24
1 処理対象ごみ	24
(1) ごみの種類による区分・収集回数・収集方式	24
(2) 収集・運搬体制	25
(3) 排出者による区分	25
(4) 処理対象外のごみ	25
2 排出容器等・収集手数料	26
3 処理手数料	26

4	ごみ発生量の実績	27
(1)	ごみ総排出量の推移	27
(2)	ごみ処理状況の推移	29
5	ごみの減量化と再生利用の実績	30
(1)	総資源化量とリサイクル率	30
(2)	市全体の資源化量	31
(3)	資源ごみ回収推進事業	31
6	最終処分量の推移	32
7	ごみ処理体制	33
(1)	ごみ処理の流れ	33
(2)	中間処理	33
(3)	最終処分	35
8	ごみの性状	36
9	ごみ処理経費	36
第6章	環境保全活動の推進	37
1	ボランティア専用ごみ袋交付制度	37
2	環境パートナーシップ	37
3	地球温暖化防止	37
4	河川海岸愛護	37
第7章	計画の進捗状況	39
1	柳井市環境基本計画	39
2	柳井市役所エコ・オフィスプラン	40
資 料		
1	環境保全行政機構	41
2	柳井市環境審議会委員名簿	41
3	柳井市環境基本条例	42
4	環境保全協定	47
5	環境基準、排出基準等	47
(1)	大気(悪臭)関係	47
(2)	水質関係	51
(3)	騒音・振動関係	56
(4)	土壌汚染関係	60
6	調査結果	62
(1)	大気関係	62
(2)	水質関係	64
(3)	騒音関係	66
7	用語の説明	67
8	図面	71
(1)	環境基準地域類型指定図(騒音)	71
(2)	騒音・振動規制法指定地域図	72
(3)	悪臭防止法規制地域図	73

第1章 柳井市の概要

1 位置と地勢

本市は、山口県の南東部に位置し、東と北は岩国市、西は光市、田布施町及び平生町、南は室津半島の半ばで上関町に接し、瀬戸内海に面しています。

市域の面積は、140.05 k㎡で、土地利用別の面積(民有地)は、山林が47.1%と最も多く、次いで田畑が16.9%、宅地5.8%の順となっています。

多島美を誇る瀬戸内海の美しい景観をはじめ、市街地周辺の緑豊かな山々など、豊かな自然環境に恵まれています。



2 人口と世帯数

本市の人口は30,799人(令和2年国勢調査)で、平成27年の32,945人に比べ2,146人、6.5%減少しています。

世帯数は、13,932世帯で、平成27年の14,170世帯に比べ238世帯、1.7%減少しています。1世帯当たりの平均人員は、2.21人/世帯に減少しています。

第1-1表 人口と世帯数の推移(資料:国勢調査)

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
人 口(人)	40,478	38,963	37,251	35,927	34,730	32,945	30,799
世 帯 数(世帯)	14,162	14,592	14,545	14,504	14,527	14,170	13,932
世帯人数(人/世帯)	2.86	2.67	2.56	2.48	2.39	2.32	2.21

3 産業

令和2年の総就業者数は、13,642人で、平成27年に比べ7.0%減少しています。産業別就業人口比率は、第1次産業が5.7%、第2次産業が23.0%、第3次産業が70.0%となっています。

令和3年度の市内総生産は、約1,226億円で、山口県全体に占める割合は、2.0%となっています。

第1-2表 産業別就業状況(資料:国勢調査)

(単位:人)

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総就業者数	19,589	17,768	16,774	15,290	14,665	13,642
第1次産業	2,616	1,818	1,594	1,122	1,017	778
構成比	13.4%	10.2%	9.5%	7.3%	6.9%	5.7%
第2次産業	5,589	4,807	4,221	3,547	3,203	3,139
構成比	28.5%	27.1%	25.2%	23.2%	21.8%	23.0%
第3次産業	11,364	11,022	10,831	10,326	10,138	9,554
構成比	58.0%	62.0%	64.6%	67.5%	69.1%	70.0%
分類不能	20	121	128	295	307	171
構成比	0.1%	0.7%	0.8%	1.9%	2.1%	1.3%

第1－3表 市内総生産（資料：山口県市町民経済計算）

（単位：百万円）

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
143, 283	135, 956	142, 037	144, 242	135, 253	122, 775	122, 565

4 用途地域等

第1－4表 用途地域

区分	総数	第1種 低層住居 専用地域	第2種 低層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	第2種 中高層住居 専用地域	第1種 住居地域	近隣商業 地 域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用 地 域
面 積 (ha)	690	47.2	6.2	193	12	113	24	61	99	61	72
構成比 (%)	100.0	7.0	0.9	28.0	1.7	16.4	3.5	8.9	14.4	8.9	10.4

（令和5年11月30日決定）

第1－5表 都市公園の現況

一	名 称	位 置	面積 (ha)	供用年月
1	岡ノ上公園	柳井市姫田	0.57	昭和 59 年 3 月
2	駅南公園	柳井市南町一丁目	0.12	昭和 59 年 3 月
3	古開作西公園	柳井市南町六丁目	0.35	昭和 53 年 5 月
4	広瀬児童公園	柳井市柳井字下海田	0.09	昭和 63 年 3 月
5	ふたば児童公園	柳井市柳井字浄楽寺	0.20	平成 2 年 3 月
6	旭ヶ丘児童公園	柳井市旭ヶ丘	0.32	平成 7 年 3 月
7	黒杭川ダム公園	柳井市柳井字下坂根ほか	7.28	昭和 59 年 3 月
8	柳井ウェルネスパーク	柳井市新庄字安行ほか	20.40	平成 12 年 4 月
9	茶臼山古墳歴史の広場	柳井市柳井字向山ほか	2.60	平成 10 年 3 月
10	古開作中央緑地	柳井市南町一丁目及び南町三丁目	0.43	昭和 59 年 3 月
11	駅南中央広場	柳井市駅南	0.20	平成 12 年 3 月
12	伊保庄八幡公園	柳井市伊保庄字八幡	0.10	平成 12 年 3 月
13	余田宝積台公園	柳井市余田字宝積台	0.12	平成 12 年 3 月
14	苗代地公園	柳井市新庄及び古開作	0.33	平成 13 年 3 月
15	和田山公園	柳井市柳井字小和田	0.06	平成 13 年 3 月
16	新庄丸山公園	柳井市新庄字後神田	0.16	平成 13 年 3 月
17	レトロ市民交流広場	柳井市中央二丁目	0.05	平成 18 年 3 月
18	柳井川河川公園	柳井市柳井津字裏町川端	0.65	平成 19 年 3 月
19	さくら土手	柳井市南浜二丁目及び南浜三丁目	0.60	平成 29 年 3 月
20	翠が丘防災運動公園	柳井市柳井字尾尻	1.83	令和 6 年 7 月
計			36.46	

（令和6年3月31日現在）

第2章 大気環境の保全

1 大気汚染の現況と対策

(1) 環境基準等の達成状況

大気汚染の状況等を把握するため、県は柳井市役所に測定局を設置し、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物及びオキシダント等の常時監視を行っています。これらの物質については、人の健康の保護を目的として環境基準が設定されています。

二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、経年的に環境基準を達成しており、大気環境は概ね良好であると言えます。光化学オキシダントについては、県内全測定局で環境基準を達成していません。本市においても多くの日で環境基準を超えています。また、平成23年度から測定を開始した微小粒子状物質（PM2.5）については、令和5年度においても環境基準を達成しています。

第2-1図 大気汚染測定局設置場所



第2-1表 大気汚染に係る環境基準等達成状況（令和5年度）

測定局	測定項目				
	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質 (PM2.5)
柳井市役所	○	○	○	×	○

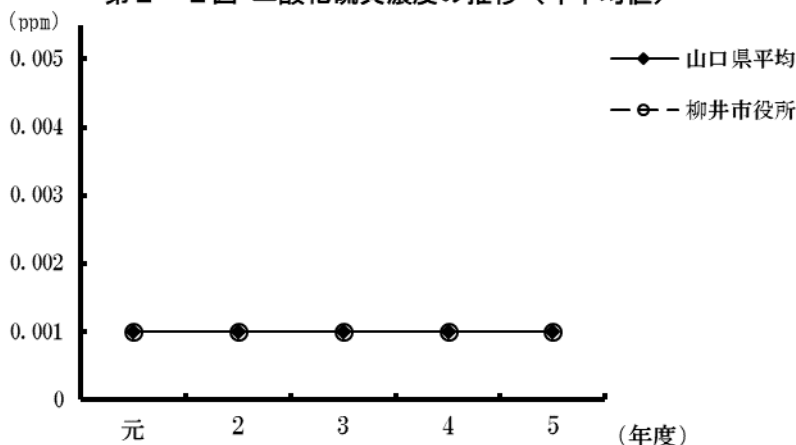
(注) ○：環境基準達成 △：環境基準の長期的評価達成 ×：環境基準超過

① 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、自然界では火山ガスに存在し、人為的には、そのほとんどが工場・事業場等から硫黄分を含む燃料等の燃焼に伴って排出されますが、船舶、自動車（ディーゼル車）からも排出されます。

令和5年度は、県内27局全ての測定局において環境基準（1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること）を達成しています。

第2-2図 二酸化硫黄濃度の推移（年平均値）



第2-2表 二酸化硫黄濃度の推移（年間平均値）

(単位:ppm)

測定局名	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
柳井市役所	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
山口県平均	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

第2-3表 二酸化硫黄濃度測定結果(令和5年度)

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価				長期的評価		
				1時間値が0.10ppmを越えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)
柳井市役所	364	8,665	0.001	0	0.0	0	0.0	0.037	0.002	○

② 窒素酸化物

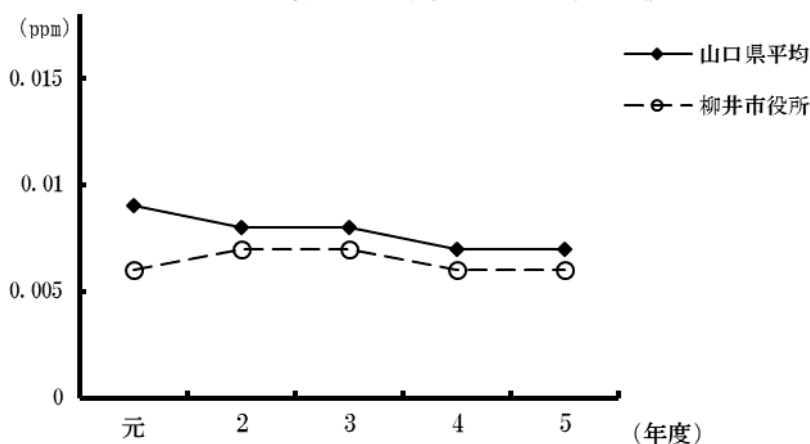
窒素酸化物は、主として物の燃焼過程から発生し、工場などの固定発生源及び自動車などの移動発生源に大別されます。

窒素酸化物は、高温燃焼の過程でほとんど一酸化窒素（NO）の形で生成され、大気に放出されて酸化し二酸化窒素（NO₂）となります。

窒素酸化物は、のどや肺を刺激し気管支炎や上気道炎等を起こしやすくするほか、他の物質と共に紫外線等の作用により二次汚染物質としてオキシダントを生成する物質です。

環境基準は、二酸化窒素について定められており、令和5年度は、県内27局全ての測定局において環境基準（1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること）を達成しています。

第2-3図 二酸化窒素濃度の推移（年平均値）



第2-4表 二酸化窒素濃度の推移（年平均値）

(単位:ppm)

測定局名	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
柳井市役所	0.006	0.007	0.007	0.006	0.006
山口県平均	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007

第2-5表 窒素酸化物測定結果（年間値）及び二酸化窒素の環境基準適合状況（令和5年度）

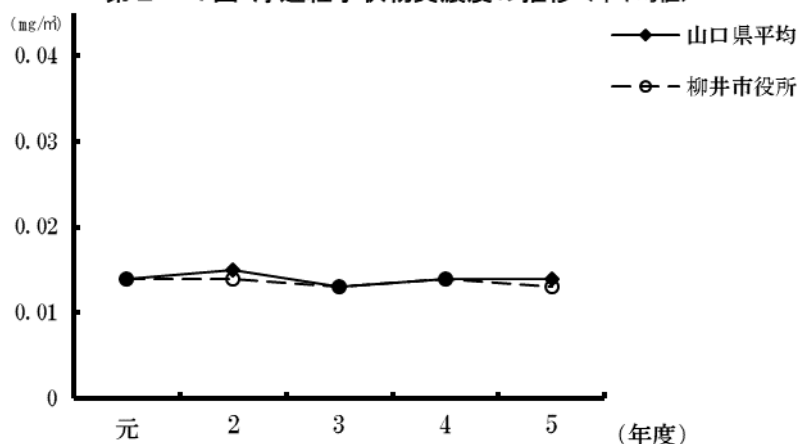
測定局名	測定 日数	測定 時間	一酸化窒素 (NO)		二酸化窒素 (NO ₂)						窒素酸化物 (NO+NO ₂)	
			年平均値	日平均値の 年間98%値	年平均値	日平均値の 年間98%値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数と その割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		年平均値	日平均値の 年間98%値
							(日)	(%)	(日)	(%)		
柳井市役所	364	8,664	0.001	0.003	0.006	0.012	0	0.0	0	0.0	0.007	0.015

③ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径10ミクロン以下の物質をいい、工場・事業場等から排出されるばいじん及び粉じん、自動車・船舶等から排出される粒子状物質並びにガス状物質が大気中で二次的に反応して生成する粒子状物質など人為的な活動に起因するもののほか、風による土壌のまき上げ、波しぶき等から発生する海塩粒子及び中国大陸から飛来する黄砂など自然的に発生するものもあります。

県内の令和5年度の環境基準（1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること）の達成状況は、28局の測定局のうち27局で環境基準を達成しています。

第2-4図 浮遊粒子状物質濃度の推移（年平均値）



第2-6表 浮遊粒子状物質濃度の推移（年平均値）

(単位: mg/m^3)

測定局名	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
柳井市役所	0.014	0.014	0.013	0.014	0.013
山口県平均	0.014	0.015	0.013	0.014	0.014

第2-7表 浮遊粒子状物質年間測定結果（令和5年度）

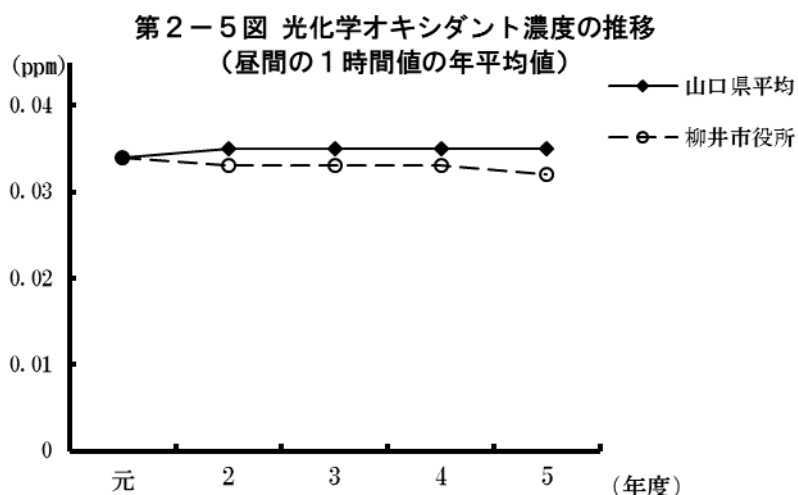
測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	短期的評価				長期的評価		
				1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合		日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続したことの有無
	(日)	(時間)	(mg/m^3)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(有×・無○)
柳井市役所	365	8,663	0.013	0	0.0	0	0.0	0.096	0.030	○

④ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素類などが太陽光線（紫外線）により光化学反応を起こし、酸化力の強いオゾンやPAN（パーオキシアセチルナイトレート）その他の過酸化物、アルデヒド類等が生成したものです。

特にオキシダントは、眼に対し刺激あるいは呼吸器官へ影響を与えるため、硫黄酸化物とともに緊急時の措置の対策がとられています。

環境基準（1時間値0.06ppm以下であること）を超過した日数は第2-9表のとおりで、県内で環境基準を達成した測定局はありません。



第2-8表 光化学オキシダント濃度の推移(昼間の1時間値の年平均値)

(単位: ppm)

測定局名	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
柳井市役所	0.034	0.033	0.033	0.033	0.032
山口県平均	0.034	0.035	0.035	0.035	0.035

第2-9表 光化学オキシダント年間測定結果(令和5年度)

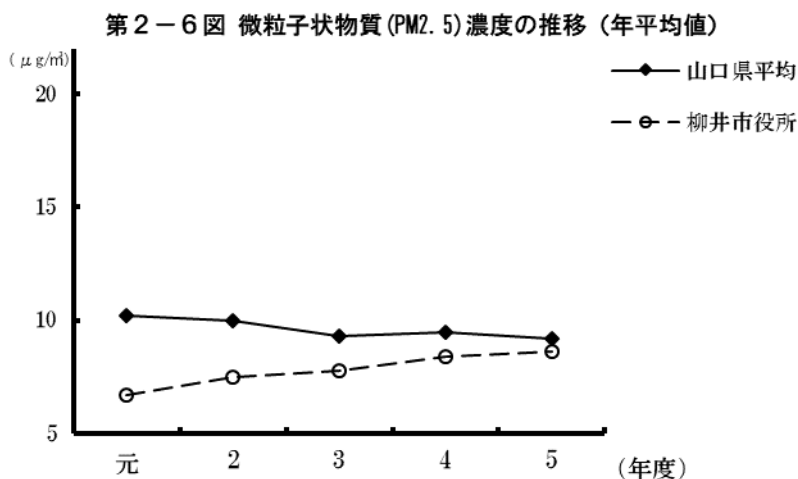
測定局名	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日 数と時間		昼間の1時間値が 0.12ppmを超えた日 数と時間		昼間の1時間 値の最高値	昼間の日最高 1時間値の年 平均値
	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
柳井市役所	366	5,428	54	247	0	0	0.084	0.045

⑤ 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

微小粒子状物質は、粒径2.5ミクロン以下の非常に小さな粒子状物質で、呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。

平成21年9月に環境基準に設定されたことを受けて、平成23年度から測定を開始しています。

令和5年度は、県内20局全ての測定局において環境基準（1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること）を達成しています。



第2-10表 微小粒子状物質濃度の推移 (年平均値)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
柳井市役所	6.7	7.5	7.8	8.4	8.6
山口県平均	10.2	10.0	9.3	9.5	9.2

第2-11表 微小粒子状物質年間測定結果 (令和5年度)

測定局名	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
	(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	(%)
柳井市役所	366	8.6	19.4	0	0.0

(2) 工場・事業場対策

① 大気汚染防止法による規制

ボイラー等のばい煙（硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質）を排出する施設、鉱物又は土石の堆積場等の粉じんを発生する施設等には、排出規制、飛散防止のための施設の管理の方法等の規制が行われています。

ア ばい煙の規制

(ア) 硫黄酸化物

排出口の高さに応じて硫黄酸化物の排出量の許容限度を定めるK値規制がとられています。K値規制については、48ページの資料5（1）③K値規制に算定式を掲載しています。

(イ) ばいじん

ばいじんの排出基準は、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに定められています。

(ウ) 窒素酸化物

窒素酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに定められています。

(エ) その他の有害物質

カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物については、有害物質の種類ごとに特定のばい煙発生施設について排出基準が定められています。

イ 水銀の規制

水銀の大気中への排出規制は、排出口における排出基準が水銀排出施設の種類ごとに定められています。

ウ 粉じんの規制

(ア) 一般粉じん

堆積場、コンベア等の一般粉じん発生施設について、「構造並びに使用及び管理に関する基準」が定められています。

(イ) 特定粉じん（石綿）

特定粉じん発生施設を設置する事業所の敷地境界において、石綿の大気中の許容濃度が10本/L以下と定められています。

エ 有害大気汚染物質の規制

有害大気汚染物質のうち、指定物質について、その種類ごとに指定物質排出施設が規定され、指定物質抑制基準が施設の種類及び規模ごとに作業基準等が定められています。

② 山口県公害防止条例による規制

指定工場、特定施設（大気汚染防止法の規制対象外の施設）等に対して、ばい煙又は粉じんの規制がされています。

第2-12表 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設設置状況及び設置工場数

(令和6年3月31日現在)

ボイラー	金属鍛造・圧延加 熱・熱処理炉	乾燥炉	廃棄物焼却炉	塩素・塩化水素反 応施設等	ガスタービン	ディーゼル機関	電気・ガス・鉱山※			計	工場・事業所数
							発電ボイラー	ガスタービン	ディーゼル機関		
28	5	2	6	9	2	4	0	14	15	85	27

※電気事業法・ガス事業法・鉱山保安法に係るばい煙発生施設

第2-13表 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設設置状況及び設置工場数

(令和6年3月31日現在)

堆積場	コンベア	破砕機・摩砕機	ふるい	計	工場・事業場数
8	17	5	3	33	10

2 悪臭の現況と対策

(1) 悪臭の現況

悪臭の苦情件数の推移は、第2-14表のとおりです。なお、悪臭苦情件数に計上されていない、ごみの焼却に対する苦情（主たる苦情申し立ての内容により、大気汚染等の他の苦情件数で計上の場合あり）の多くは悪臭苦情を伴っており、近年増加しています。

第2-14表 悪臭苦情件数の推移

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
苦情件数	1	3	4	0	1

(2) 悪臭の規制及び対策

① 悪臭防止法等による規制

悪臭防止法は、規制地域内の工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制しており、敷地境界線においてアンモニア、メチルメルカプタン等22物質、排出口においてアンモニア等13物質、排水中において硫化水素等4物質の規制基準が定められています。

本市では、昭和48年5月1日、規制地域の指定がされており、都市計画法に基づく用途地域が定められた地域が対象地域となっています。

また、山口県公害防止条例や山口県悪臭防止対策指導要綱により、法の未規制地域に対する悪臭発生源の規制等が行われています。

② 悪臭防止対策

悪臭苦情については、山口県柳井健康福祉センター（柳井環境保健所）と協力して、現場調査や、問題解決のため管理者に発生源の除去、施設や管理の方法等の必要な指導を行っています。

その他、近年増えているごみの焼却に伴う悪臭苦情に対し、野焼きの中止や清掃センターでの処理などによるごみの適正処理を広報や自治会のチラシ回覧等で呼びかけています。

第3章 水環境の保全

1 水質の現況

(1) 公共用水域

① 水質調査の実施

公共用水域における水質汚濁の状況を常時監視するため、令和5年度において県は「水質測定計画」に基づき、柳井・大島海域7地点、市内3河川5地点で水質調査を実施しています。

市では、市内河川11地点と遊水池3地点で水質調査を年1回実施しています。

第3-1表 公共用水域等の水質調査（令和5年度）

調査機関	対象水域		調査地点数及び年間調査回数等	
			地点数	回数等
山口県	海域	柳井・大島	7	4回（項目による）
	河川	柳井川(2)、土穂石川(2)、由宇川(1)	5	11～4回（項目による）
柳井市	河川	柳井川、由宇川(2)、井向川、姫田川、片野川、龍華川、上八川、滝川、石神川、四割川	11	1回（12月）
	遊水池	古開作、中開作、宮本開作	3	1回（12月）

② 環境基準等の達成状況（県の測定結果より）

ア 健康項目

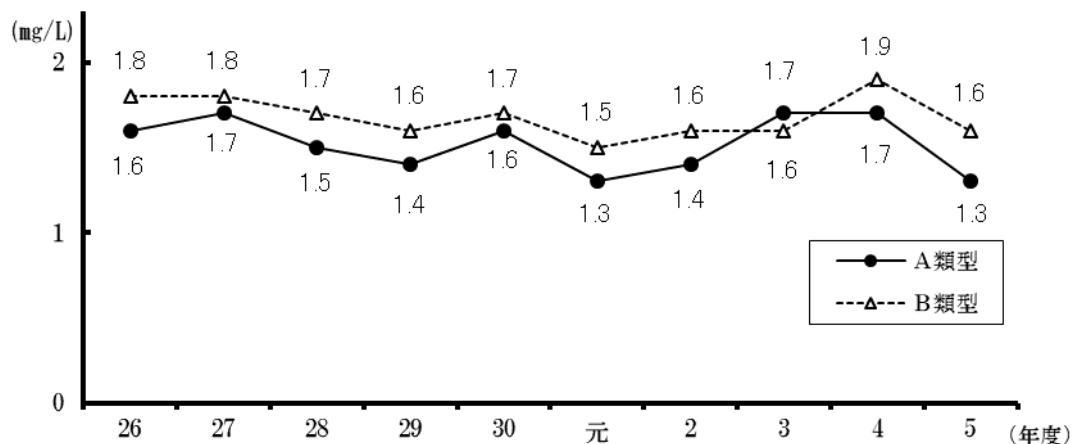
柳井川2地点、土穂石川1地点、由宇川上流1地点、地先海域2地点で測定が行われ、全ての地点で環境基準を達成しています。

イ 生活環境項目等

(ア) 海域

海域では、地先海域（柳井・大島海域）7地点で測定が行われています。水質汚濁の指標であるCOD及び全窒素・全りんについては、全ての地点で環境基準を達成しています。

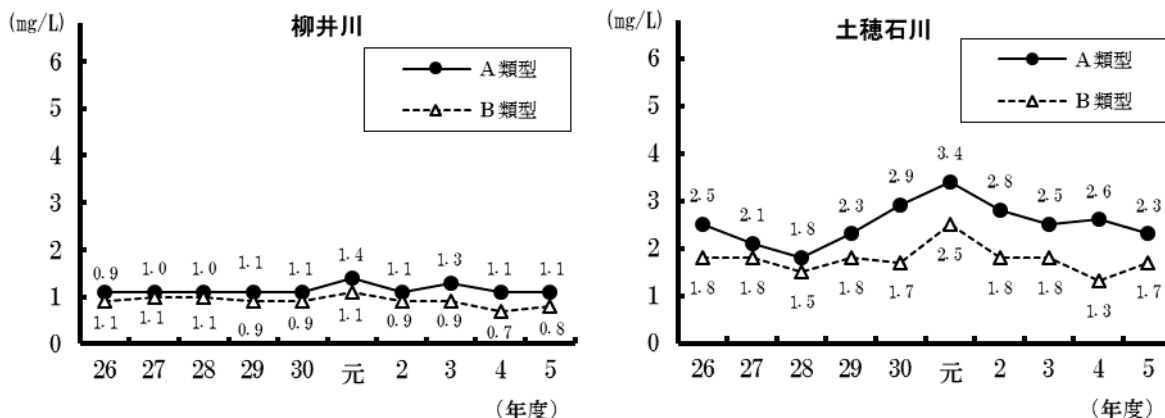
第3-1図 柳井・大島海域の水質汚濁状況（CODの年平均値の推移）



(イ) 河川

河川では、由宇川上流1地点、柳井川、土穂石川各2地点の計5地点で測定が行われています。水質汚濁の指標であるBODは、土穂石川の一部の類型を除き環境基準（A類型2mg/l以下、B類型3mg/l以下）を達成しています。

第3-2図 河川の水質汚濁状況（BODの年平均値の推移）



(2) 地下水質

地下水の水質汚濁の状況を監視するため、県と協力し、地下水の水質調査を実施しています。県下の全体的な地下水質状況を把握するために実施する概況調査を、令和5年度は市内5地点で行い、調査結果は第3-2表のとおりでした。この調査の結果は、いずれの調査地点も環境基準値以下でした。

第3-2表 概況調査結果（令和5年度）

1,2-ジクロロエチレン				1,1,1-トリクロロエタン				テトラクロロエチレン				硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			
調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	検出最高濃度 (mg/L)	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	検出最高濃度 (mg/L)	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	検出最高濃度 (mg/L)	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	検出最高濃度 (mg/L)
1	0			2	0			3	0						

ふっ素				ほう素				その他の有害物質		
調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	検出最高濃度 (mg/L)	調査井戸数	検出井戸数	超過井戸数	検出最高濃度 (mg/L)	延調査項目数	延検出項目数	超過項目数
1	1	0	0.3	1	1	0	0.8	6	0	

注 その他の有害物質の調査項目は、1,2-ジクロロエタン、トリクロロエチレン、チウラム及び1,4-ジオキサン他15項目である。

(3) 海水浴場の水質

サザンセト伊保庄マリンパーク及び大畠ふれあいビーチについて、県と協力して水質調査を実施しています。

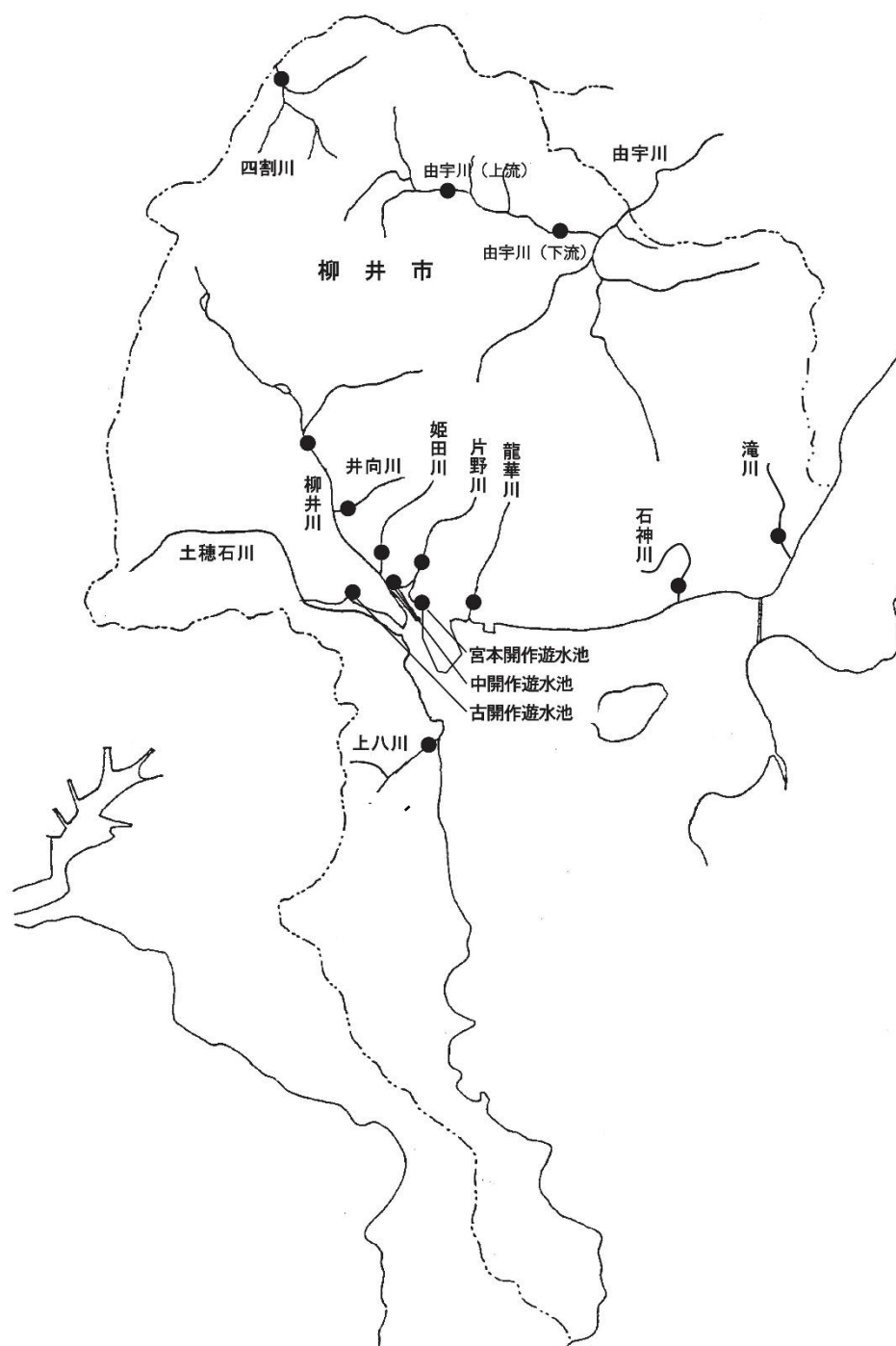
令和5年度の判定結果は、第3-3表のとおりでした。

第3-3表 海水浴場水質調査結果（令和5年度）

海水浴場名	判 定			
	4月～5月		7月～8月	
サザンセト伊保庄マリンパーク	適	水質AA	可	水質B
大畠ふれあいビーチ	適	水質AA	適	水質A



第3-4図 河川・遊水池調査地点



2 水質汚濁防止対策

(1) 生活排水対策

公共用水域の水質汚濁の原因として、炊事、洗濯、入浴等人の日常生活に伴って排出される生活排水が大きな要因となっています。このため、「山口県污水处理施設整備構想」や「山口県生活排水浄化対策推進要綱」に基づき、生活排水処理施設の整備及び生活排水浄化対策の普及啓発等を県と協力して推進しています。

① 浄化対策の普及啓発

親と子の水辺の教室

親と子が水生生物等を観察しながら水辺に親しみ、水質を保全することの大切さについて学習する『親と子の水辺の教室』を開催しています。令和5年度は、7月26日に由宇川水系大里川で開催しました。

第3-4表 親と子の水辺の教室開催状況

開催年度	開催場所	参加者数（人）
令和5年度	大里川（日積大里地区）	87
令和4年度	中止	—
令和3年度	中止	—
令和2年度	中止	—
令和元年度	大里川（日積大里地区）	71



(令和5年度の親と子の水辺の教室風景↑と
水質結果表→)

かわのなまえ 川の名前		大里川		ちやうさばしよ 調査場所		ハ幅橋の下		
日 時		令和5年 7月 26日 10時30分		天 気		■はれ ■くもり □雨 水 温 23度		
川 幅(m)		生物採取場所の水深(cm)		流れの速さ		川底の状態		
2~7		20~40		普通		砂・小石・こぶし大石		
見つけた指標生物に○印をつけ、1番数が多かったものを2番目に多かったものに●印をつけて下さい。 *最大3種類まで●を付けてください。				そ の 他 の 生 物				
				① 水 生 昆 虫				
きれいな水 水質階級Ⅰ				・シロタニガワカゲロウ				・ドロムシ(成虫)
				・シロハラコカゲロウ				・ハグロトンボ(ヤゴ)
				・キイロカワカゲロウ				・コヤマトンボ(ヤゴ)
				・ウルマーシマトビケラ				・オニヤンマ(ヤゴ)
				・クサツミトビケラ属				・サナエトンボ科(ヤゴ)
				・コカクツツトビケラ				
				・ニンギョウトビケラ				
				・シマアメンボ				
				・アメンボ				
				・コオイムシ				
				② 貝、エビ、カニ類				
ややきれいな水 水質階級Ⅱ				・ミナミヌマエビ				
きれいな水 水質階級Ⅲ								
とてもきれいな水 水質階級Ⅳ				・カマツカ				
				・カワムツ				
				・ドンコ				
				・ヨシノボリ属				
				④ 両 生 類				
				⑤ その他				
				</				

②処理施設の整備

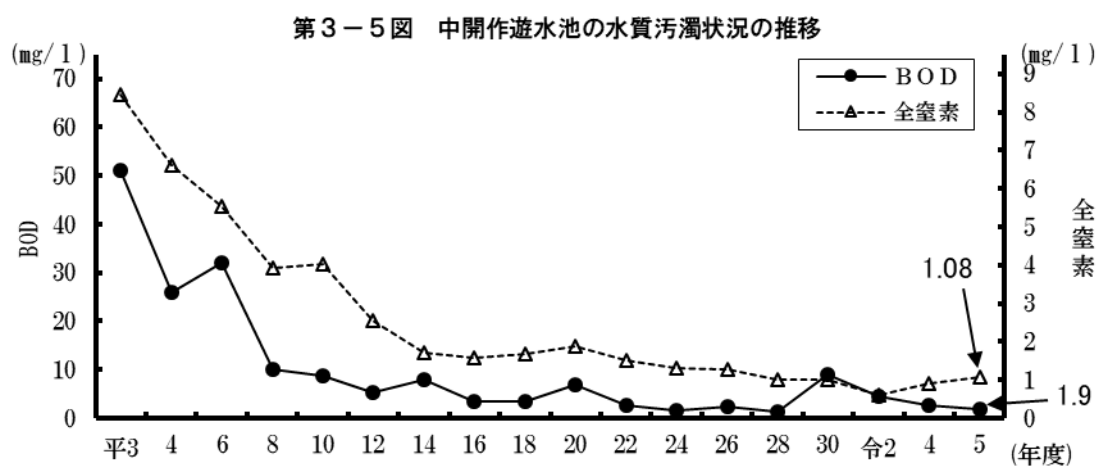
ア 下水道

下水道は、汚水の速やかな排除による居住環境の向上、雨水の排除による浸水の防除、河川や海等の公共用水域の水質保全など、良好な水環境の保全・再生を行う上で、欠くことのできない重要な施設です。

本市の下水道整備は、平成6年3月に一部地域の供用を開始しており、下水処理人口普及率は、令和5年度末で33.0%です。

下水処理区域下流にあたる中開作遊水池の水質汚濁状況の推移は第3－5図のとおりで、下水道の普及に伴う水質浄化が認められます。

下水道処理施設の整備状況は、第3－5表のとおりです。



第3－5表 下水道の整備状況

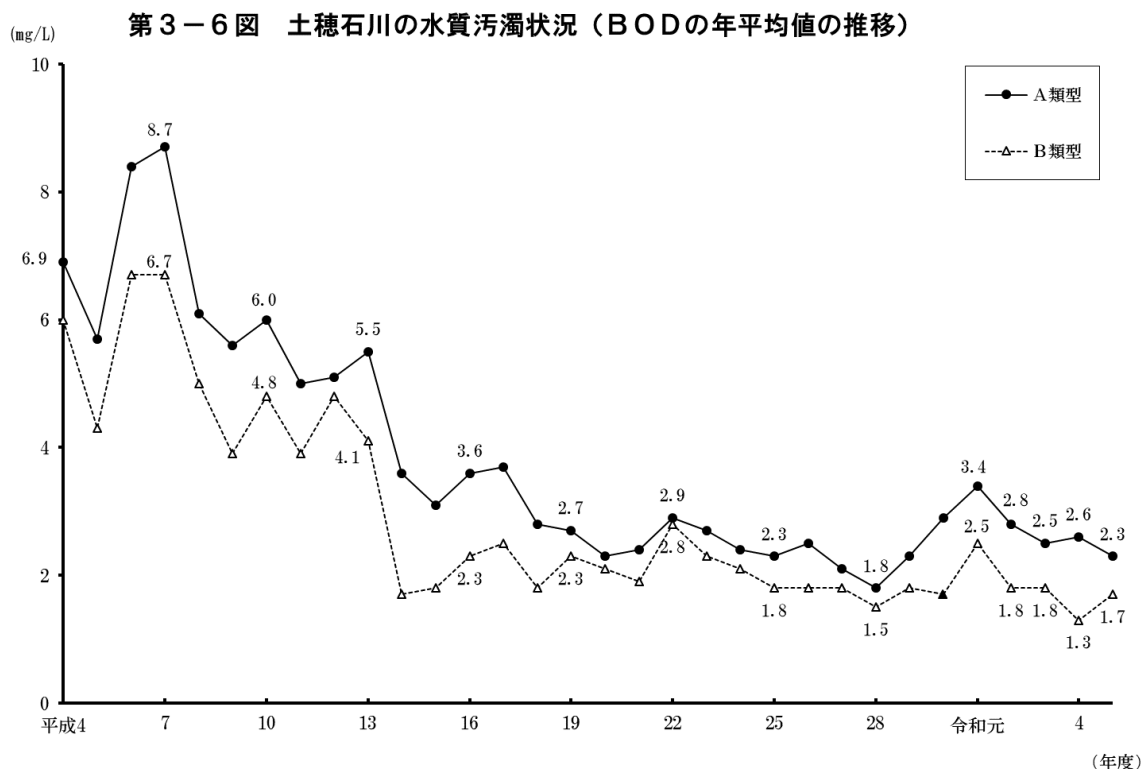
名 称	場 所	供用開始年月	処理能力	処理方式
柳井市 柳井浄化センター	柳井市柳井1578-11	平成6年3月	5,110m ³ /日	オキシデーションディッチ法

イ 農業集落排水

農業集落排水は、農村地域の生活環境の改善、農業用水の水質保全はもとより、多様な生態系の保全など、自然環境の保全・回復にも寄与しています。

特に本市では、平成6年に一部地域の供用を開始した余田地区において、土穂石川及び周辺水路の水質改善等に寄与しています（第3－6図参照）。

農業集落排水処理施設の整備状況については、第3－6表のとおりです。



第3－6表 農業集落排水処理施設整備状況

名 称	施設所在地	供用開始年月	処理能力	処理戸数等	処理方法
余田中央農業集落排水施設	柳井市余田 1250-1	平成6年3月	日平均 280.8m ³ /日	処理戸数 306戸 処理人口 1,040人 管路 14,200m	嫌気性ろ床併用 接触ばっ気方式
余田北農業集落排水施設	柳井市余田 字北長溝	平成8年5月	日平均 348.3m ³ /日	処理戸数 318戸 処理人口 1,290人 管路 11,879m	嫌気性ろ床併用 接触ばっ気方式
神代農業集落排水施設	柳井市神代 3987-1	平成8年10月	日平均 268m ³ /日	処理戸数 217戸 処理人口 940人 管路 8,934m	流量調整槽前置型 嫌気性ろ床併用 接触ばっ気方式
大畠農業集落排水施設	柳井市遠崎 1148	平成13年12月	日平均 864m ³ /日	処理戸数 898戸 処理人口 3,200人 管路 23,299m	回分式活性 汚泥方式
遠崎農業集落排水施設	柳井市遠崎 951-5	平成17年1月	日平均 273m ³ /日	処理戸数 394戸 処理人口 1,010人 管路 8,593m	鉄溶液注入連続流入 間欠ばっ気方式

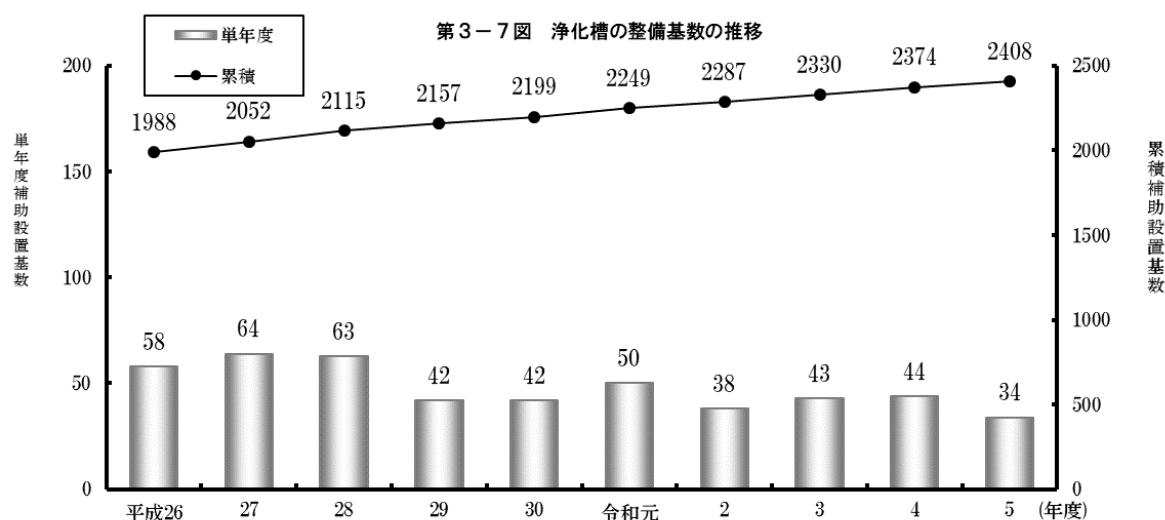
ウ 浄化槽

平成12年6月の浄化槽法の改正により、「浄化槽」の定義が変更され、「便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水を処理し、放流するための施設であって、下水道、し尿処理施設以外のもの」とされました。

現在は、し尿のみを処理するみなし浄化槽（単独処理浄化槽）の新設が禁止されています。

市は、生活排水浄化対策の推進及び公衆衛生の向上を図るため、平成元年度から家庭用小型浄化槽の設置補助制度を実施しています。補助による浄化槽の整備基数は第3－7図に示すとおりで、令和5年度は34基、累計2,408基となっています。

今後も、公共下水道等の整備計画との整合を図り、「柳井市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画」に基づき浄化槽の計画的な整備促進を行います。



(2) 工場・事業場対策

① 水質汚濁防止法等による規制

県は、公共用水域等の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法等により、汚水等を排出する施設（特定施設）を設置する工場・事業場（特定事業場）に対して規制を行っています。

ア 排水基準

有害物質とその他の項目について、国が定める一律基準と県が定める上乘せ基準があります。

(ア) 一律基準

有害物質としてカドミウム、シアンなどの28項目、その他の項目としてpH、COD、BODなどの14項目が設けられています。

有害物質は、全ての特定事業場に対して、その他の項目は、日平均排水量50m³以上の特定事業場に対して適用されています。

なお、有害物質使用特定事業場に対しては、有害物質を含む水の地下浸透が禁止されています。

また、窒素及びりんについては、湖沼及び海域の富栄養化防止対策としての排水規制が実施されており、排水基準は、指定湖沼及び海域並びにこれらに流入する公共用水域に排水を排出する日平均排水量50m³以上の特定事業場に適用されています。

(イ) 上乘せ基準

国が定める一律基準のみでは、水質汚濁防止のうえで十分でないと考えられる水域については、県条例で一律基準より厳しい上乘せ基準を定めており、COD、BODなどについて、日平均排水量50m³以上の特定事業場及び日平均排水量50m³未満の特定事業場のうち、畜産食料品製造業など8業種について適用しています。

イ 総量規制基準

人口や産業の集中によって大量の生活排水や産業排水が流入する水域で、排水基準だけでは環境基準を達成、維持することが困難な水域として、国が瀬戸内海、東京湾及び伊勢湾を指定し、COD、窒素及びりんについて総量規制を行っています。

第3-7表 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数

(令和6年3月31日現在)

水質汚濁防止法対象事業場		瀬戸内法対象事業場		合計	
排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上	排水量 50m ³ /日未満
9	178	12	0	21	178

(注) 排水量とは日平均排水量である。

② 山口県公害防止条例による規制

水質汚濁防止法対象外の施設で、山口県の実情から規制が必要と認められる9業種の施設を特定施設として定め、水質汚濁防止法と同等の規制をしています。

第3-8表 山口県公害防止条例に基づく汚水等に係る特定施設設置状況及び設置工場数

(令和6年3月31日現在)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	施設総数	工場 事業場数
	水産食料品製造用水産動物解体用施設	船舶製造又は修繕用ドック	自動車整備用蒸気洗浄施設	病院の化学、細菌及び病理の検査施設	飲食店営業用厨房施設	産業廃棄物処理施設	包装材料製造用試験検査施設	繊維製品製造用洗浄施設	非鉄金属製造等用洗浄施設		
数		1				4	1			6	5

③ 発生源の監視及び指導等

県は、排水基準の遵守状況を監視するため、工場・事業場に対する立入調査を実施し、排水の採水調査を行うとともに、処理施設の適切な維持管理等について指導を行っています。

市は、主要事業場と環境保全協定等を締結し、協定に基づき事業場が行った自主測定結果の報告を定期的に受けるなど、排水状況の把握に努めています。

(3) 地下水汚染対策

① 有害物質使用事業場に対する監視、指導

地下水汚染に係る有害物質に関しては、水質汚濁防止法及び山口県公害防止条例により、特定事業場等における有害物質を含む水の地下浸透の禁止措置がとられています。有害物質使用事業場に対しては、県がその使用実態の把握に努めるとともに、定期的に立入調査を実施し、規制基準の遵守状況、適正な使用・保管や排水処理施設の管理徹底等の監視、指導が行われています。

② 地下水の水質監視調査

令和5年度においては、第3－9表のとおり概況調査として5地点で、県と協力し、地下水の水質監視調査を実施し、汚染の動向を監視しています。

調査結果については、13ページの1水質の現況（2）地下水質に掲載しています。

第3－9表 地下水の水質監視調査（令和5年度）

調査区分		調査地区	調査地点数
概況調査	地域の全体的な地下水の概況を把握するための調査	南町、柳井津、新庄、伊保庄、柳井	5

第4章 騒音・振動の防止

1 騒音・振動の現況

(1) 環境騒音

令和5年度における道路に面する地域以外の一般地域についての環境基準の達成状況を把握するため、市内11地点で調査を行っており、その結果は第4-1表のとおり全地点で環境基準に適合しています。

第4-1表 騒音に係る環境基準達成状況（令和5年度）

地域の類型	一 般 地 域		
	A 及び B	C	計
測定地点数	6	5	11
適合地点数	6	5	11
適合率（％）	100	100	100

注）一般地域：道路に面する地域以外の地域

地域の類型 A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(2) 騒音・振動に関する苦情

騒音・振動に係る苦情件数の推移は、第4-2表のとおりです。

近年の騒音苦情は、工場・事業場などが発生源となっています。

第4-2表 騒音・振動に係る苦情件数の推移

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
騒 音	1	5	3	1	2
振 動	0	0	2	1	1

2 騒音・振動規制

(1) 騒音規制法による規制

工場・事業場及び建設作業騒音について規制するとともに、自動車騒音に関し、許容限度及び要請限度が定められています。

規制地域の指定及び規制基準の設定等の事務は市にあっては市長、町にあっては知事が行い、騒音の測定、事業者等に対する改善勧告・命令、立入検査等の規制に関する事務は、規制地域を有する市町長が行っています。

(2) 振動規制法による規制

工場・事業場における事業活動及び建設作業に伴う振動について規制するとともに、道路交通振動に係る要請の措置等が定められています。

規制地域の指定及び規制基準の設定に関しては市にあっては市長、町にあっては知事が行い、振動の測定、事業者等に対する改善勧告・命令、立入検査等の規制に関する事務は、規制地域を有する市町長が行っています。

(3) 山口県公害防止条例による規制

騒音規制法の対象となっていない指定工場及び特定事業場の騒音、特定建設作業騒音について規制するとともに、板金作業等の作業騒音、飲食店等の深夜騒音等について制限しています。

また、災害時における防災対策等の重要性に鑑み、平成28年12月に非常用のガソリンエンジン及びディーゼルエンジンを騒音に係る特定施設から適用除外とする条例規則の改正が行われました。

なお、振動については、規制は設けられていません。

第5章 廃棄物の処理と減量化・リサイクル

1 処理対象ごみ

(1) ごみの種類による区分・収集回数・収集方式

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）で定める一般廃棄物のうち、市及び周東環境衛生組合の処理施設並びに市が委託する再生利用業者等により適正に処理できるごみを「処理対象ごみ」とし、その性状に基づき次のように区分・収集しています。

第5-1表 ごみの種類による区分（8種12分別）

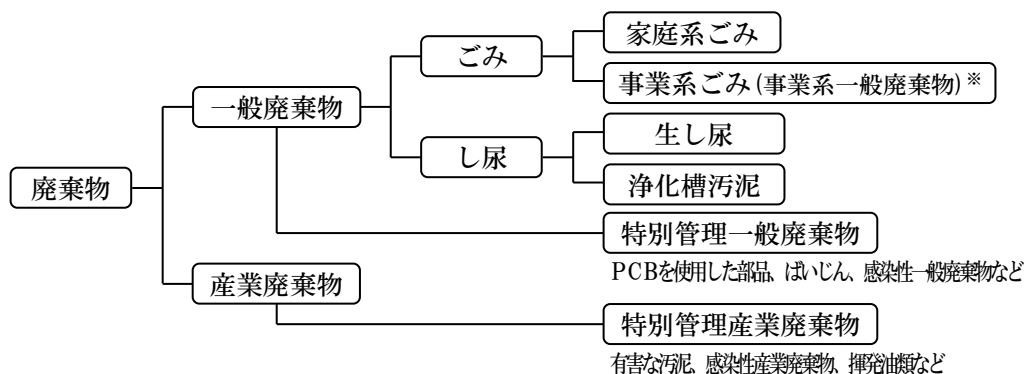
区分	①可燃ごみ	②不燃ごみ	資源物	⑧粗大ごみ
例	○生ごみ ○プラスチック類 (ペットボトルを除く。) ○木くず ○紙くず ○繊維くず ○食用油 ○その他燃えるもの ※大きさの目安：指定袋に入るもの	○板ガラス等ガラス製品 ○陶磁器類 ○蛍光灯、電球 ○小型家電製品 ○焼却灰 ○その他燃えないもの ※大きさの目安：指定袋に入るもの（粗大ごみ扱いとなるものを除く。）	③びん類 { a. 茶色 b. 無色 c. その他の色 に分別 ④乾電池 ⑤カン・金属類 ⑥ペットボトル ⑦古紙類 { a. 新聞 b. 段ボール c. その他の紙 に分別	○机、椅子 ○たんす ○ソファ ○布団 ○じゅうたん ○ベッド、マットレス ○自転車 ○その他①～⑦以外の大型ごみ
収集回数	2回/週	1回/月	1回/月	1回/月
収集方式	ステーション方式（①約1,310か所、②～⑤約1,270か所、⑥⑦約340か所）			

「ごみ」とは、

「廃棄物」は、日常生活や事業活動に伴って発生するもので、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類される。

「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等法令で定められた20種類の廃棄物のことをいう。

「一般廃棄物」は、「産業廃棄物」以外のものをいう。



※ 事業系一般廃棄物とは、

- ・事務所、工場、商店等から出る紙くず、布きれ、梱包に使用した木材、段ボール
- ・飲食店、食堂等から出る残飯、厨芥類
- ・小売店等から排出される野菜くず、魚介類等 などをいいます。

(2) 収集・運搬体制

第5-2表 収集・運搬体制

区域	ごみ区分	収集体制	収集車両台数
柳井区域 (旧柳井市)	可燃ごみ	委託	パッカー車 2 t × 1 台 パッカー車 3 t × 3 台
	不燃ごみ、びん類、乾電池	委託	パッカー車 2 t × 1 台 パッカー車 3 t × 3 台 軽トラック 0.35 t × 2 台
	カン・金属類	委託	パッカー車 2 t × 2 台
	ペットボトル	委託	パッカー車 2 t × 1 台
	古紙類	委託	ダンプ 2 t × 1 台
	粗大ごみ	直営	ダンプ 2 t × 1 台
大畠区域 (旧大畠町)	可燃ごみ	委託	パッカー車 2 t × 1 台
	不燃ごみ、びん類、乾電池	委託	パッカー車 2 t × 1 台
	カン・金属類	委託	パッカー車 2 t × 1 台
	ペットボトル	委託	パッカー車 2 t × 1 台
	古紙類	委託	ダンプ 2 t × 1 台
	粗大ごみ	直営	ダンプ 2 t × 1 台

※令和5年度より粗大ごみを除き、民間委託収集が行われています。

(3) 排出者による区分

排出する主体が、一般家庭か事業所かによって「家庭系ごみ（家庭系一般廃棄物）」と「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」の2種類に区分しています。

(4) 処理対象外のごみ

市及び周東環境衛生組合の処理施設によって適正に処理できないごみや、リサイクルによって有効に再生利用されるべきごみについては、「処理対象外のごみ」として取り扱っており、市の収集はもとより、許可業者による搬入や排出者自身の持ち込み（以下「直接搬入」という。）はできないようになっています。

これらの「処理対象外のごみ」は、排出者自身が購入・販売店経由（業界ルート）等で処理することになっています。

① 特別管理一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第1条で定める特別管理一般廃棄物（PCB部品、ばいじん及び感染性一般廃棄物）

② 法令に定める適正処理困難物

廃棄物処理法第6条の3第1項によって指定された適正処理困難物のうち廃タイヤ

③ リサイクルルートにより回収されるべき廃棄物及びその他の適正処理困難物

ア リサイクルルートにより回収されるべき廃棄物

- ・一般廃棄物となった家電リサイクル法対象品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 ただし小売業者引取り義務外品は市が回収）
- ・一般廃棄物となった資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第6条に定める「指定再資源化製品」の家庭系パソコン
- ・一般廃棄物となった使用済自動車及びその部品

イ その他の適正処理困難物

- ・一般廃棄物となったピアノ、バイク、バッテリー、消火器、薬品・農薬及び劇物、廃油や石油製品など

2 排出容器等・収集手数料

本市の排出容器等と収集手数料は、次のとおりです。平成19年4月に、排出容器等と収集手数料を市内全域で統一しました。

第5-3表 排出容器・収集手数料

(令和6年3月現在)

分別区分		排出容器等		収集手数料
可燃ごみ		指定袋	大（45ℓ）	30円／枚
			中（35ℓ）	20円／枚
			小（20ℓ）	10円／枚
不燃ごみ			中（35ℓ）	25円／枚
			小（20ℓ）	15円／枚
資源物	びん類	指定袋なし		無 料
	乾電池	指定袋なし		無 料
	カン・金属類	指定袋なし		無 料
	ペットボトル	指定袋なし		無 料
	古紙類	紐で十字にくくる		無 料
粗大ごみ		戸別収集		250円～1,500円／個

3 処理手数料

家庭系ごみ及び事業系ごみを直接搬入したときの処理手数料は、次のとおりです。

第5-4表 処理手数料

(令和6年3月現在)

種 類		処理手数料	
可燃ごみ※	区 分	破砕機使用 (100円未満切上げ)	その他 (100円未満切上げ)
	100kg以下	90円/ 5kg	71円/ 5kg
	100kg超～200kg以下	102円/ 5kg	81円/ 5kg
	200kg超～300kg以下	115円/ 5kg	92円/ 5kg
	300kg超	127円/ 5kg	102円/ 5kg
不燃ごみ	500kgまで	520円(家庭ごみは100円/100kg)	
	500kg超過	100円/100kg	
特定家庭用機器再商品化法に基づく機器廃棄物 (テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)		1,100円/個 (指定引取場所への運搬費)	
犬猫死体処理		200円/体 (指定場所に搬入する場合)	

※可燃ごみの処理手数料は、周東環境衛生組合で定めたもの。

4 ごみ発生量の実績

(1) ごみ総排出量の推移

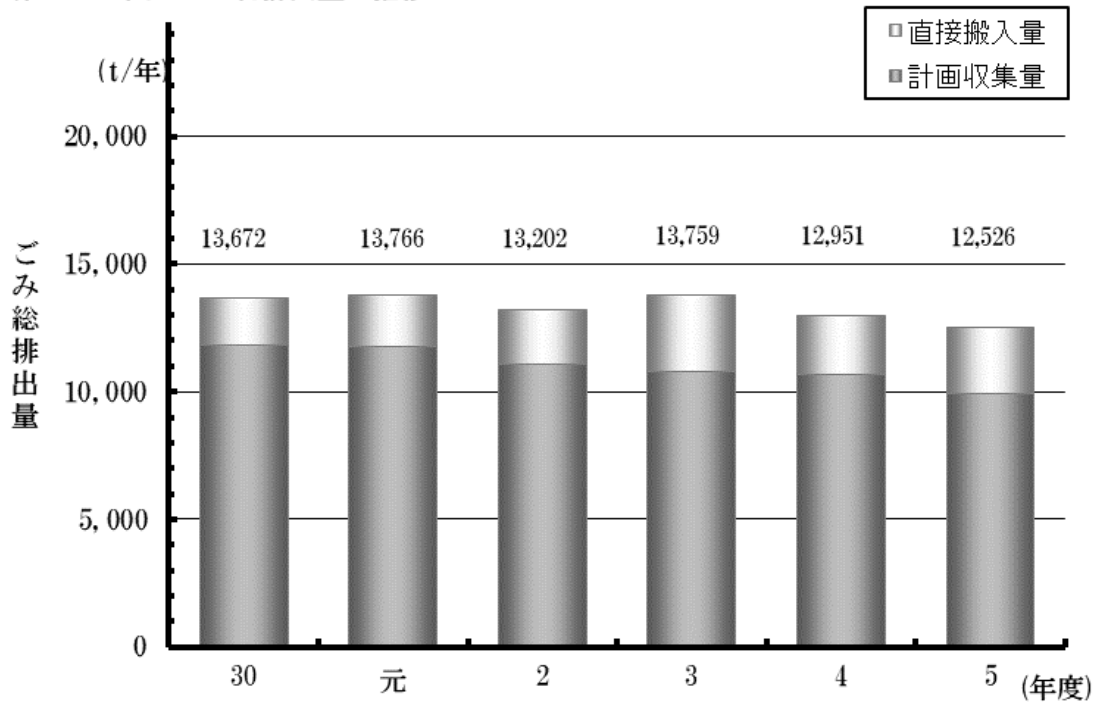
① ごみ総排出量

第5-5表 ごみ総排出量の推移

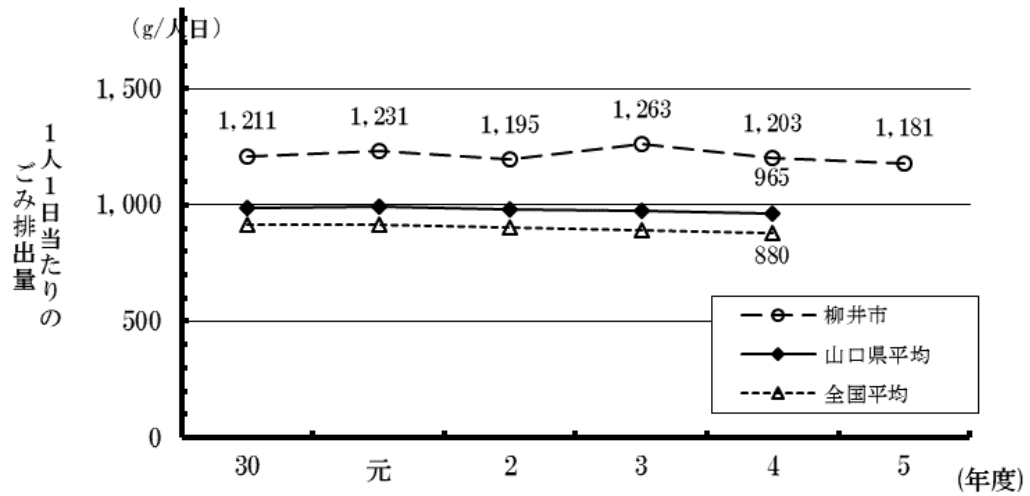
年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ごみ 排 出 量	計画収集量 (t/年)	11,812	11,753	11,062	10,813	10,651	9,945
	直接搬入量 (t/年)	1,860	2,013	2,140	2,946	2,300	2,581
	自家処理量 (t/年)	0	0	0	0	0	0
	ごみ総排出量 (t/年)	13,672	13,766	13,202	13,759	12,951	12,526
集団回収量 (t/年)		513	511	409	379	341	313
排出量 (t/年)		14,185	14,277	13,611	14,138	13,292	12,839
総人口 (人)		32,101	31,701	31,202	30,680	30,283	29,708
計画収集人口 (人)		32,101	31,701	31,202	30,680	30,283	29,708
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)		1,211	1,231	1,195	1,263	1,203	1,181
山口県平均 (g/人日)		987	991	982	973	965	—
全国平均 (g/人日)		918	918	901	890	880	—

注) 人口は、10月1日現在の住民基本台帳人口

第5-1図 ごみ総排出量の推移



第5-2図 1人1日当たりのごみ排出量の推移



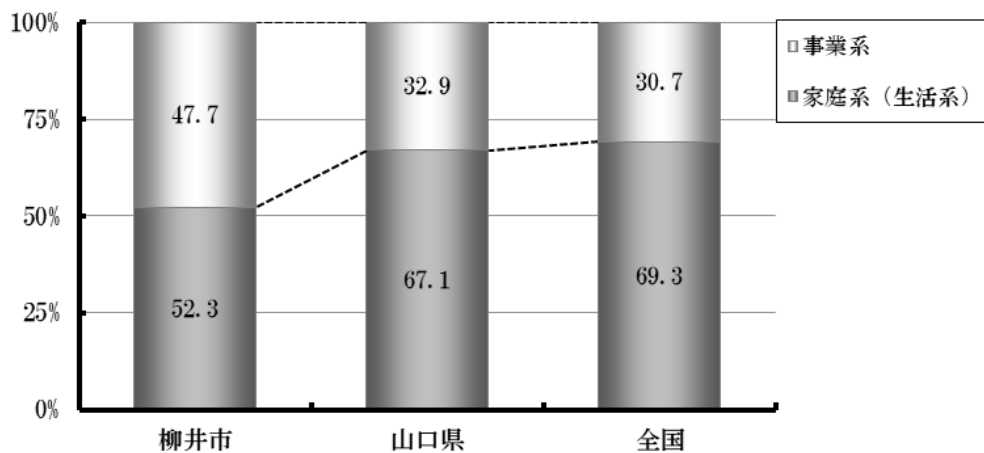
② 家庭系（生活系）ごみと事業系ごみの排出割合

第5-6表 家庭系（生活系）ごみと事業系ごみの排出割合

(単位：t)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家庭系 (生活系) ごみ	7,732 (56.6%)	7,610 (55.3%)	7,459 (56.5%)	7,137 (51.9%)	6,774 (52.3%)	6,559 (52.4%)
事業系ごみ	5,940 (43.4%)	6,156 (44.7%)	5,743 (43.5%)	6,622 (48.1%)	6,177 (47.7%)	5,967 (47.6%)
総排出量	13,672	13,766	13,202	13,759	12,951	12,526

第5-3図 家庭系(生活系)ごみと事業系ごみの排出割合(令和4年度実績)



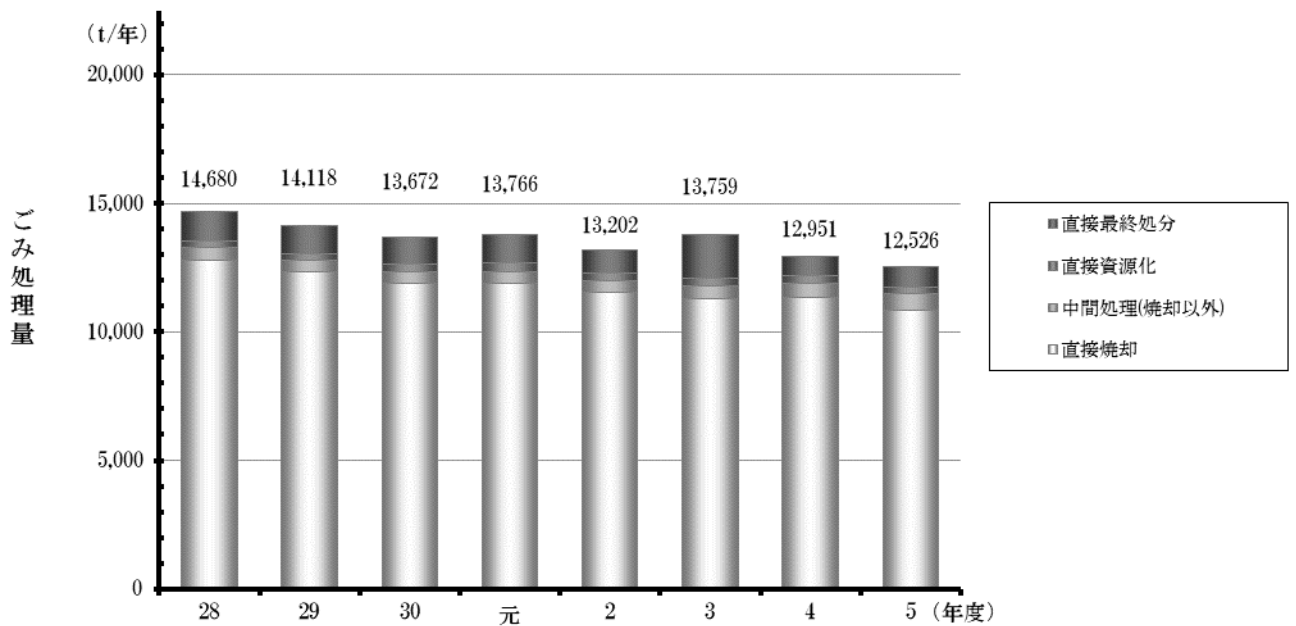
(2) ごみ処理状況の推移

第5-7表 ごみ処理方法の推移

年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ごみ処理量	直接焼却 (t/年)	12,768	12,338	11,877	11,871	11,537	11,293	11,330	10,852
	粗大ごみ処理施設 (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源化等を行う施設 (t/年)	497	437	458	472	429	483	544	615
	その他施設 (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理小計 (t/年)	497	437	458	472	429	483	544	615
	直接資源化 (t/年)	283	279	291	320	292	300	299	279
	直接最終処分 (t/年)	1,132	1,064	1,046	1,103	944	1,683	778	780
	ごみの総処理量 (t/年)	14,680	14,118	13,672	13,766	13,202	13,759	12,951	12,526
減量処理率 (%)		92.3	92.5	92.3	92.0	92.8	87.8	94.0	93.8
直接焼却率 (%)		87.0	87.4	86.9	86.2	87.4	82.1	87.5	86.6
直接埋立率 (%)		7.7	7.5	7.7	8.0	7.2	12.2	6.0	6.2

※減量処理率＝〔直接焼却＋中間処理小計＋直接資源化〕／〔ごみの総処理量〕

第5-4図 ごみ処理方法の推移



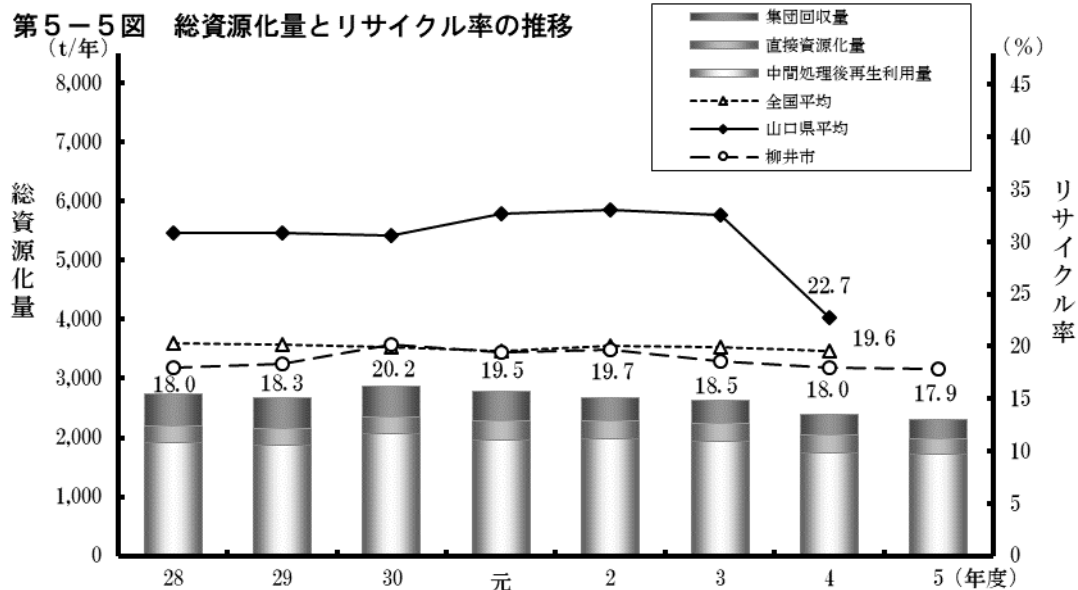
5 ごみの減量化と再生利用の実績

(1) 総資源化量とリサイクル率

第5-8表 総資源化量とリサイクル率の推移

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
市によるごみの資源化量 (t/年)	2,202	2,157	2,347	2,274	2,275	2,241	2,045	1,989
中間処理後再生利用量 (t/年)	1,919	1,878	2,056	1,954	1,983	1,941	1,746	1,710
直接資源化量 (t/年)	283	279	291	320	292	300	299	279
集団回収量 (t/年)	530	524	513	511	409	379	341	313
資源化量合計 (t/年)	2,732	2,681	2,860	2,785	2,684	2,620	2,386	2,302
ごみの総処理量 (t/年)	14,680	14,118	13,672	13,766	13,202	13,759	12,951	12,526
ごみの総排出量 (t/年)	14,680	14,118	13,672	13,766	13,202	13,759	12,951	12,526
リサイクル率 (%)	18.0	18.3	20.2	19.5	19.7	18.5	18.0	17.9
山口県平均 (%)	30.9	30.8	30.6	32.7	33.0	32.5	22.7	—
全国平均 (%)	20.3	20.2	19.9	19.6	20.0	19.9	19.6	—

※リサイクル率＝[資源化量合計]／[ごみの総処理量＋集団回収量]



(2) 市全体の資源化量

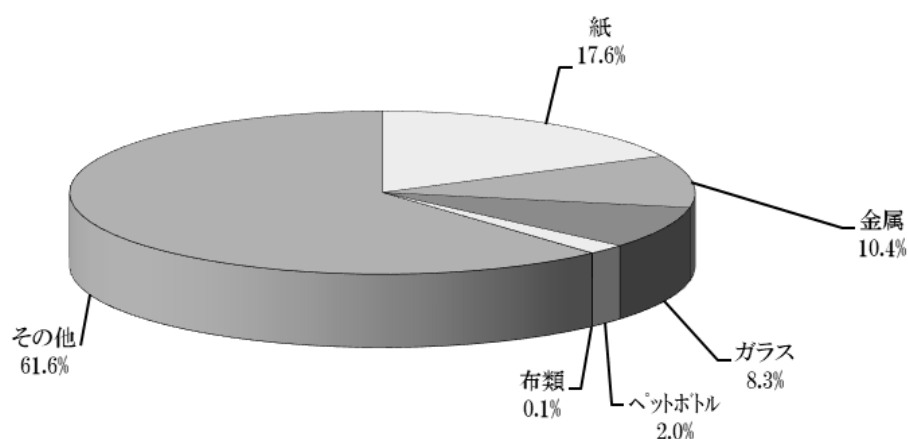
第5-9表 資源化量の推移

(単位：t)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
紙	647	653	608	624	509	494	442	405
金 属	241	237	262	254	273	249	225	239
ガラス	307	277	261	233	213	250	217	192
ペットボトル	45	41	42	39	43	42	43	46
プラスチック	0	0	0	0	0	0	0	0
布 類	17	15	14	11	3	2	2	1
その他	1,475	1,458	1,673	1,624	1,643	1,583	1,457	1,419
合 計	2,732	2,681	2,860	2,785	2,684	2,620	2,386	2,302

資源化量 = (中間処理後再生利用量+直接資源化量+集団回収量)

第5-6図 資源化量の内訳 (令和5年度 2,302 t)



(3) 資源ごみ回収推進事業

平成4年度(大島地区は6年度)から、ごみの減量化と資源の有効利用を目的として、資源ごみの回収推進事業を行う自治会や子供会等の団体及び回収業者に対し、奨励金を交付しています。実績については、第5-10表のとおりです。

第5-10表 資源ごみ回収推進事業実績等

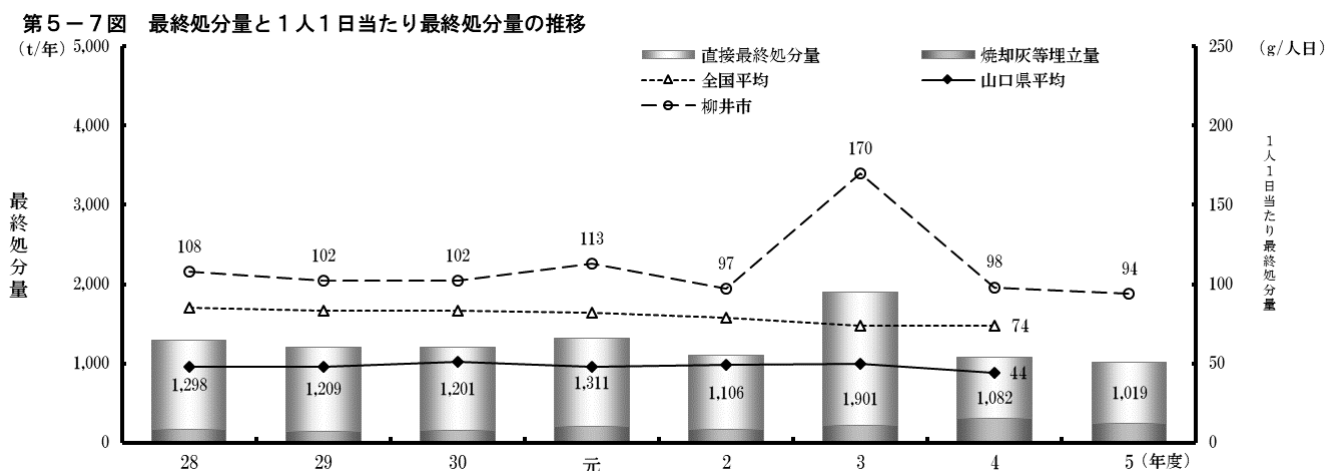
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
紙 類 (t)	504	501	490	491	397	368	331	305
布 類 (t)	17	15	14	11	3	2	2	1
金 属 類 (t)	9	8	9	9	9	9	8	7
計 (t)	530	524	513	511	409	379	341	313
申請件数	263	288	272	285	268	265	240	270
登録団体数	71	75	74	71	68	70	73	90

6 最終処分量の推移

第5-11表 最終処分量の推移

年度		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
最終処分量	焼却灰等埋立量 (t/年)	167	145	155	208	162	218	304	239
	焼却残渣 (t/年)	157	136	146	153	149	181	184	144
	焼却施設以外からの処理残渣 (t/年)	10	9	9	55	13	37	120	95
	直接最終処分量 (t/年)	1,132	1,064	1,046	1,103	944	1,683	778	780
	合 計 (t/年)	1,298	1,209	1,201	1,311	1,106	1,901	1,082	1,019
総 人 口 (人)		32,993	32,573	32,101	31,701	31,202	30,680	30,283	29,708
1日1人当たりの最終処分量 (g/人日)		108	102	102	113	97	170	98	94
山口県平均 (g/人日)		48	48	51	48	49	50	44	—
全 国 平 均 (g/人日)		85	83	83	82	79	74	74	—

注) 人口は、10月1日現在の住民基本台帳人口



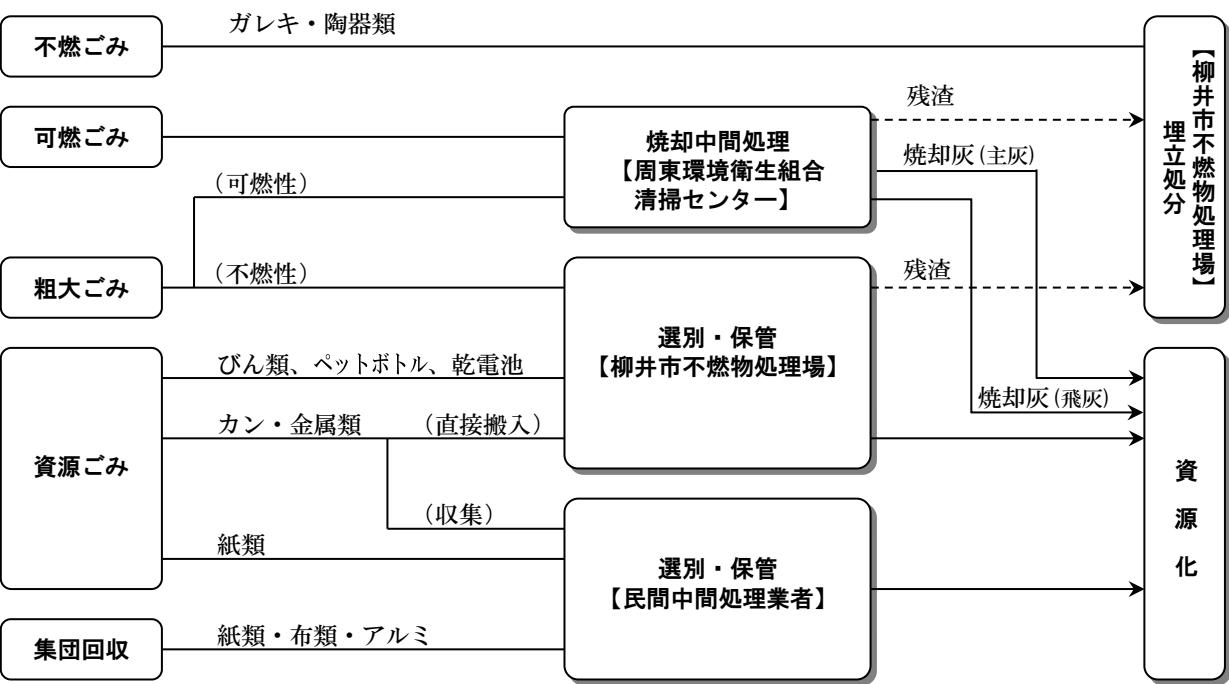
7 ごみ処理体制

(1) ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れは、次に示すとおりです。

可燃ごみについては周東環境衛生組合において1市3町で広域処理をしていますが、その他のごみについては、市単独で処理を行っています。

第5－8図 ごみ処理の流れ



※平成25年度から焼却灰（主灰）は、全量資源化しています。

(2) 中間処理

① ごみ焼却施設

可燃ごみは、「周東環境衛生組合清掃センター」（構成：柳井市、上関町、田布施町、平生町）で全量焼却しています。

第5－12表 周東環境衛生組合清掃センターの概要

名 称	周東環境衛生組合清掃センター	
所 在 地	柳井市南浜四丁目5番13号	
竣 工	昭和61年10月	
炉 形 式	連続燃焼式焼却炉	
焼 却 能 力	138 t / 24 h (69 t / 24 h × 2 炉)	
敷 地 面 積	13,000㎡	
床 面 積	工場棟	1,089㎡
	管理棟	418㎡
	車庫棟	290㎡

② 選別・保管施設

資源ごみのうち、カン・金属類、ガラスびん、ペットボトル、乾電池を「柳井市不燃物処理場」において選別、保管しています。

カン・金属類は、カンとその他の金属に選別し、ストックヤードで保管後、資源として搬出しています。なお、磁気選別は、搬出先の再生利用業者において行われています。

ガラスびんは、排出時に3色に分別されたびんを、手選別により精査、異物除去を行い、ストックヤードで保管後、資源として搬出しています。

ペットボトルは、手選別により精査、異物除去を行い、プレス機で圧縮減容後、ストックヤードで保管し資源として搬出しています。

乾電池は、手選別により異物除去を行い、保管後、資源として搬出しています。

また、スプリングマットレスなどの粗大ごみは、解体・選別し、資源物を回収しています。

第5-13表 柳井市不燃物処理場（選別・保管関係）の概要

名 称	柳井市不燃物処理場
所 在 地	柳井市柳井1578番地1地先
選別・保管品目	カン・金属（手選別・保管） ガラスびん（手選別・保管：3種選別） ペットボトル（手選別・圧縮・保管） 乾 電 池（手選別・保管）
処 理 能 力	ペットボトル圧縮機100kg/h

③ 民間一般廃棄物処理場

第5-14表 民間一般廃棄物処理業者

(令和6年3月現在)

名 称	(株)環境プラント	(株)福本工務店	(株)ササキ
許 可 期 間	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和4年7月10日から 令和6年7月9日まで
施 設 所 在 地	柳井市日積4385番地1	柳井市神代1350番地1	柳井市伊陸10311番地1
処 理 品 目	木くず	木くず	木くず
処 理 方 法	破碎・選別	破碎・選別	破碎

(3) 最終処分

令和6年3月末時点の埋立残容量は77,563m³で、埋立率は53.3%です。

※令和5年12月の実測による残容量から算出

第5-15表 柳井市不燃物処理場（埋立最終処分場）の概要

名 称	柳井市不燃物処理場
所 在 地	柳井市柳井1578番地1地先
竣 工	昭和63年3月
埋 立 面 積	46,594m ²
埋 立 量	166,087m ³
埋立可能期間	昭和63年～令和27年度（推計）
埋 立 方 法	セル方式
し ゃ 水 設 備	合成ゴムシート＋鋼矢板
浸出水処理施設	管 理 棟 鉄骨平屋建床面積68.6m ² 処理方法 回転円板＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着 処理能力 日平均排水量80m ³ 、日最大排水量160m ³ 水 質 処理水 pH 6.5～8.5 BOD 20mg/ℓ以下 COD 20mg/ℓ以下 SS 30mg/ℓ以下

8 ごみの性状

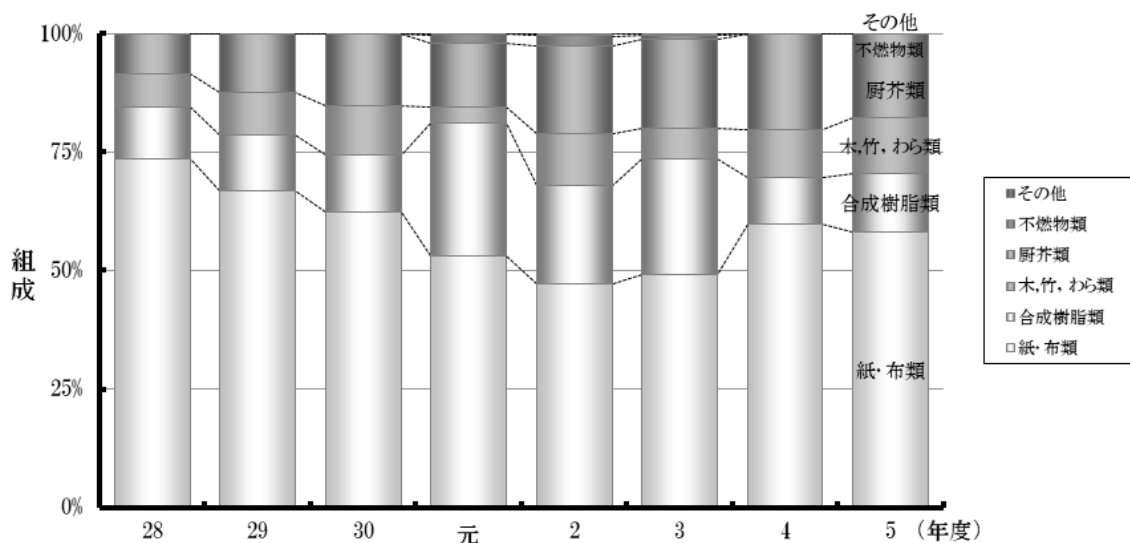
周東環境衛生組合清掃センターに搬入された可燃ごみについて、その組成成分について年4回分析を行っています。

第5-16表 可燃ごみ組成成分の推移（年平均）

（単位：重量％）

区 分		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ごみの組成	紙・布類	73.6	66.8	62.2	53.0	47.1	49.1	59.8	58.2
	合成樹脂類	10.8	11.7	12.1	28.1	20.8	24.5	9.9	12.4
	木、竹、わら類	7.0	9.0	10.5	3.5	11.0	6.5	9.9	11.7
	厨芥類	8.6	12.5	15.2	13.2	18.6	18.7	20.4	17.8
	不燃物類	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	0.8	0.0	0.0
	その他	0.0	0.0	0.0	0.2	0.5	0.4	0.0	0.0
ごみの成分	水分	22.2	28.2	30.7	46.4	49.1	52.7	31.9	30.4
	灰分	15.9	13.8	12.3	5.6	4.3	3.8	14.1	12.7
	可燃物	61.9	58.0	57.0	48.0	46.6	43.5	54.0	56.9

第5-9図 可燃ごみ組成成分の推移



9 ごみ処理経費

第5-17表 ごみ処理経費の推移

単位	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ごみ処理経費 (千円)	324,935	341,050	304,125	285,714	299,249	293,712	296,863	382,691
人 口 (人)	32,993	32,573	32,101	31,701	31,202	30,680	30,283	29,708
1人当たり (円)	9,849	10,470	9,474	9,013	9,591	9,573	9,803	12,882
世 帯 数 (世帯)	15,816	15,794	15,744	15,671	15,574	15,465	15,414	15,240
1世帯当たり (円)	20,545	21,594	19,317	18,232	19,215	18,992	19,259	25,111
総 処 理 量 (t)	14,680	14,118	13,672	13,766	13,202	13,759	12,951	12,526
1t当たり (円)	22,135	24,157	22,244	20,755	22,667	21,347	22,922	30,552

第6章 環境保全活動の推進

1 ボランティア専用ごみ袋交付制度

市では、平成14年度から、「ごみ飛散のないきれいなまち・柳井」を目指し、市内の環境美化活動を行う個人や団体にボランティア専用ごみ袋を交付しています。この専用ごみ袋を使って集められたポイ捨てごみ等は、市が回収しており、市民、事業者、行政が協働して美しいまちづくりを推進しています。

令和5年度末現在の登録ボランティアは、68個人、88団体で、市が交付したボランティア専用ごみ袋の実績は第6-1表のとおりです。

第6-1表 ボランティア専用ごみ袋交付実績

(単位：袋)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
合 計	3,541	4,273	4,438	5,216	4,057
可燃ごみ	3,170	3,532	3,510	4,290	3,668
不燃ごみ	371	741	928	926	389

2 環境パートナーシップ

地域社会を構成する住民、民間団体、企業、行政が連携・協力して環境改善・環境創造に取り組むための組織として、平成12年度に当市内5団体を含む柳井・大島地域の環境保全活動団体からなる「柳井・大島地域環境パートナーシップ会議」が設立されました。また、同年度に市においても同会議に加盟している市内5団体と市内10の賛助団体による「柳井市環境パートナーシップ」を設立しました。

令和5年度の「柳井市環境パートナーシップ」の活動として、市と柳井市快適環境づくり推進協議会が6月4日（日）にJR柳井駅、大島出張所周辺をはじめ市内各地で開催した「柳井市をきれいにする実践活動の日（「小さな親切」運動柳井支部「日本列島クリーン大作戦」と共催）」に参加協力しました。

3 地球温暖化防止

身近な活動を支援するため、「みどりのカーテン」づくりに取り組む家庭に、ゴーヤの苗を配布しました（令和5年度配布数：600苗）。

11月23日（祝）に開催された「柳井まつり」では、「地球温暖化防止PRコーナー」を出展し、啓発活動を行いました。約600の方が来場され、電気自動車の展示見学やソーラートレインを利用した手回し発電体験、地球温暖化に関するパネル資料などをヒントにした地球温暖化防止クイズに参加されました。

4 河川海岸愛護

身近な自然空間である河川と海岸の愛護の普及を図り、良好な環境の保全・創出について理解を深められるよう、全国的に毎年7月を「河川愛護月間」及び「海岸愛護月間」と定めています。本市においても、河川・海岸愛護運動の一環として市民、事業者、行政が協働し、河川・海岸の清掃

活動に取り組んでいます。

近年、ペットボトルなどのプラスチックごみによる海洋汚染や生態系に及ぼす影響が指摘されています。本市の海岸にも多くのプラスチック等の海洋ごみが漂着していることから、海岸の清掃活動を通じて、ペットボトルなどのプラスチック製品が海や自然環境に与えている影響を学習する体験型の環境学習等を開催しました。

第6－2表 河川海岸清掃の実績（令和5年度）

地区	実施場所	延べ参加者数（人）
伊陸	由宇川	35
余田	土穂石川（堀川）	120
伊保庄	伊保庄海岸	8
阿月	阿月地区海岸	108
大畠	大畠ふれあいビーチ	100

第6－3表 体験型環境学習の開催状況（令和5年度）

名称	開催場所	延べ参加者数（人）
海岸ごみからきれいな平郡島をみんなの力で守ろう！	平郡西（平郡島）	40

第6－4表 出前講座の開催状況（令和5年度）

名称	開催場所	延べ参加者数（人）
総合的な学習（探究）の時間	県立柳井高等学校	254



離島の平郡西地区海岸で実施された体験型の環境学習

第7章 計画の進捗状況

1 柳井市環境基本計画

市では柳井市環境基本条例（平成17年6月制定）に基づき、平成19年3月に第1次柳井市環境基本計画、平成29年6月に第2次柳井市環境基本計画を策定しました。環境基本計画は、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのもので、その進捗状況については、市民に公表することとしています。

環境基本計画では7つの指標について、数値目標を掲げていますが、令和5年度はそのうちの5つの指標が基準年度（平成27年度）に比べて維持・改善されました。

第7-1表 数値目標

指 標	基準 (H27年度)	現況 (R5年度)	目標値 (R8年度)	環境施策
汚水処理人口普及率	75.4%	75.4%	79.9%	水域の 水質保全
河川水質の環境基準達成率 (BOD)	80.0%	80.0%	100.0%	
ボランティア専用ごみ袋交付 制度登録数及び交付枚数	登録数：39個人 ：51団体 交付 枚数：4,422枚	登録数：68個人 ：88団体 交付 枚数：4,057枚	維持する	環境美化
一人一日当たりごみの排出量	1,280g（※1）	1,181g	1,000g	資源循環・ 廃棄物対策
ごみのリサイクル率	18.4%（※1）	17.9%	増加させる	
ごみの最終処分量	1,489t（※1）	1,019t	減少させる	
環境学習参加者数	913人	1,141人	増加させる	環境教育・ 環境学習の 推進

※1 ごみの排出量、リサイクル率、最終処分量の基準は、H26年度数値。

2 柳井市役所エコ・オフィスプラン

市では、柳井市役所エコ・オフィスプラン（平成19年4月策定、平成25年3月改定、平成30年3月改定）を令和5年3月に改定し、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を令和8年度において、平成25年度比で38%以上削減する目標を掲げ、温室効果ガスの排出抑制に努めています。

第7-2表 柳井市役所エコ・オフィスプランの数値目標と実績

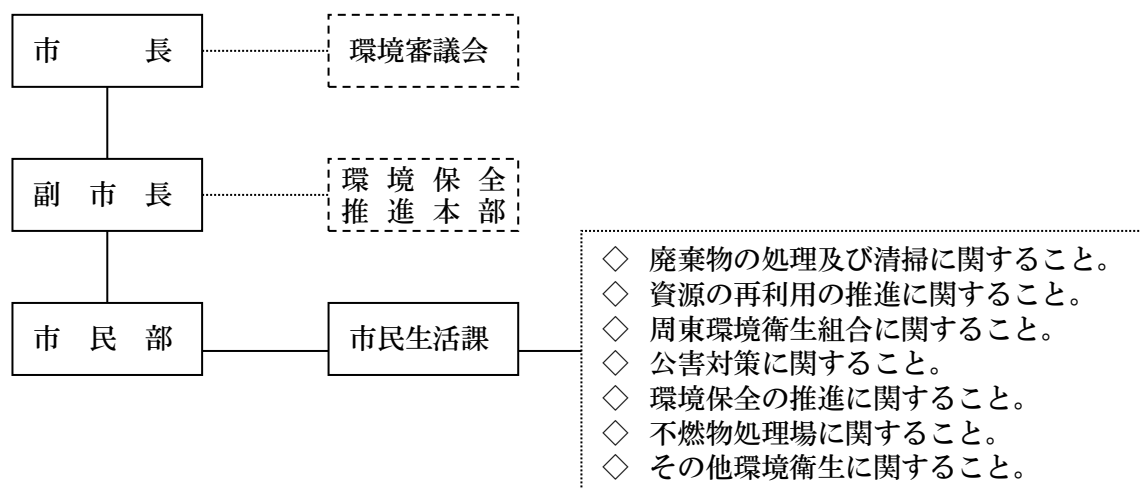
活動項目		目標値等 2026年度 (令和8年度)		現状 2021年度 (令和3年度)	実績 2023年度 (令和5年度)
電気及び燃料使用量の削減 ※	電気使用量	現状より4%削減	6,251,844kwh	6,517,260kwh	6,455,088kwh
	ガソリン使用量	現状より5%削減	31,137L	32,776L	37,230L
	軽油使用量	現状より5%削減	35,944L	37,836L	28,937L
	LPGガス使用量	現状より5%削減	14,889kg	15,673kg	16,915kg
	灯油使用量	現状より5%削減	135,305L	142,426L	160,439L
	A重油使用量	現状より5%削減	79,298L	83,471L	78,448L
水使用量の削減 ※	水道使用量	現状より削減	71,582m ³ 未満	71,582m ³	75,043m ³
用紙類の使用量の削減	コピー用紙購入量	現状より削減	6,409千枚 未満	6,409千枚	5,831千枚
公用車利用合理化 やノーマイカー通勤の促進	公用車の走行距離	現状より5%削減	577,580km	607,979km	578,995km
	ノーマイカー通勤 (車以外通勤率)	月2回実施 (50%以上)	月2回実施 (50%)	月2回実施 (23%)	月2回実施 (25%)
環境に配慮した製品の購入・使用	コピー用紙、トイレットペーパー等	再生紙使用率100% (古紙配合率70%以上)	100%	100%	100%
廃棄物の減量化と リサイクル ★	ごみの排出量	現状より5%削減	30,530kg	32,137kg	29,794kg
	ごみのリサイクル率	60%以上に向上	60%	47%	43%
温室効果ガス総排出量 (国基準年度(平成25年度)比の目標値)		国基準年度比 38%以上削減	3,716.4t-CO ₂ -38.0%	5,994.2t-CO ₂ (平成25年度値)	4,364.6t-CO ₂ -27.2%

※印の項目は、指定管理施設の数値を含んでいます。

★印の項目は、市役所本庁で排出した数値です。

— 資 料 —

1 環境保全行政機構



2 柳井市環境審議会委員名簿

(R 6 . 3 . 31現在)

氏 名		役 職 等
学識経験者	玉 野 井 徹 彦	山口県柳井環境保健所長
	南 野 辰 夫	山口県柳井農林水産事務所水産部長
	宮 本 和 之	山口県柳井農林水産事務所畜産部長
	弘 田 直 樹	柳井医師会会長
	沖 田 明 子	柳井市歯科医師会
	山 本 美 穂	柳井薬剤師会
	柳 川 眞 知 子	山口県地球温暖化防止活動推進員
市議会	岡 村 茂 樹	柳井市議会議員
	下 村 太 郎	”
	中 川 隆 志	”
企業	河 野 通 晴	カワノ工業株式会社会長
	政 田 寛	株式会社宝計機製作所会長
民間団体等	西 川 義 彦	柳井商工会議所専務理事
	藤 中 孝 子	大畠商工会理事
	由 良 弘 次	山口県漁業協同組合柳井支店運営委員長
	宮 地 克 典	山口県農業協同組合南すおう統括本部長
	檜 垣 忠 彦	柳井地区自治会長協議会長
	田 中 勝 博	柳井市快適環境づくり推進協議会長
	嬉 静 恵	柳井市連合婦人会長
	的 場 ひ と え	柳井市消費生活研究会長

※任期：R 5 . 6 . 1～R 7 . 5 . 31

3 柳井市環境基本条例（平成17年 6 月30日柳井市条例第186号）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等（第7条－第11条）

第2節 環境の保全及び創造のための施策（第12条－第19条）

第3節 地球環境保全の推進（第20条）

第4節 施策の推進体制の整備（第21条）

第3章 柳井市環境審議会（第22条－第31条）

附則

私たちのまち柳井市は、瀬戸内海の美しい景観、緑豊かな自然、陽光あふれる温暖な気候に恵まれ、長い歴史に培われた多彩な文化と多くの歴史的遺産の恵みを受け良好な環境の下に発展を続けてきた。

私たちは、産業の発達と科学技術の進展に伴い、より便利な暮らしを求め続ける中で、この豊かな環境に対し負荷を与え、身近な自然環境やうるおいのある良好な生活環境を失いつつあると同時に、地球規模の環境にまでも大きな影響を与えることになった。

もとよりすべての市民は、良好な環境の下で生活を営むことができる権利を有するとともに、恵み豊かな環境を保全、創造し、将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

私たちは、通常の事業活動や日常生活が環境への負荷をもたらしていることを認識し、循環を基調とする社会経済システムを実現するため、経済活動や生活様式のあり方を問い直し、恵み豊かな環境を良好な状態で維持するとともに、さらに快適な環境を創造していかなければならない。

このような認識の下に、社会経済活動を自然環境に調和したものとしながら、人と自然との間に豊かな交流を保つなど、健全な生態系を維持、回復し、人と自然の共生を確保し、地域の特性を生かしたうるおいのある快適な環境の保全と創造に努めていくとともに、地球環境保全も視野に入れた持続的発展が可能な社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- （3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる快適な環境及び人と自然が共生する環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のそれぞれの責務に応じた役割分担の下に行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指して行わなければならない。

4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策**第1節 施策の基本方針等**

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定並びに実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 環境の保全上の支障を未然に防止するとともに環境を良好な状態に維持することによって、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。

(2) 動植物の生育環境等に配慮し、森林、農地、海岸、河川等における身近な自然環境を保全及び創造することによって、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

(3) 廃棄物を減量し、並びに資源及びエネルギーの消費を抑制することにより、資源温存型社会の実現を目指し、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活への転換を促進すること。

(4) 地球環境保全に資する施策の推進に努めること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ柳井市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る等環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(市民の意見の反映)

第10条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるように努めるものとする。

(年次報告書の作成及び公表)

第11条 市長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 環境の保全及び創造のための施策

(助成の措置)

第12条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な経済的な助成の措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第13条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備を推進するとともに、これらの施設の適切な利用の促進に努めるものとする。

(環境への負荷の低減の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(景観の形成)

第15条 市は、地域特性に配慮した良好な景観が形成されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公共事業の実施に当たっては、周辺の景観との調和に配慮するとともに適切に景観を形成するように努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるようにするため、環境に関する教育及び学習の推進、啓発活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、第16条の環境教育等の推進並びに前条の市民等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第3節 地球環境保全の推進

第20条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

第4節 施策の推進体制の整備

第21条 市は、関係行政機関及び市民等と連携し、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

第3章 柳井市環境審議会

(設置)

第22条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、柳井市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第23条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議する。

(組織)

第24条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 企業の代表者
- (4) 民間団体の代表者

3 前項の委員のほか、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が任命する。

(任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第2号から第4号までの委員は、任期中であってもその職を離れたときは解任されるものとする。

4 臨時委員は、特別な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第28条 審議会に、専門的事項を調査審議させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、審議会において選出する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選によってこれを定める。

4 部会の運営その他について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(説明等の聴取)

第29条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以降最初に任命される委員の任期は、第25条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成20年3月26日条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月24日条例第35号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

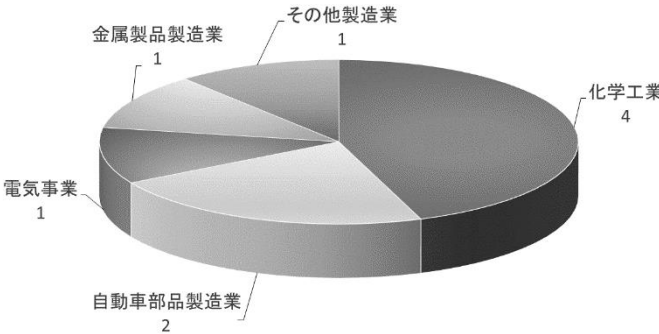
4 環境保全協定

(1) 協定締結状況

柳井市は、市内の企業9社と市民の良好な生活環境の保全に取り組むため、「環境保全協定」及び「公害防止協定」を締結しています。

図 資一 協定締結企業数（令和6年3月31日現在）

（単位：社）



5 環境基準、排出基準等

(1) 大気（悪臭）関係

①大気汚染に係る環境基準

汚染物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状物質 (SPM)	微小粒子状物質 (PM _{2.5})	光化学オキシダント (O ₃)	二酸化窒素 (NO ₂)
環境基準	0.04 ppm以下 一時間平均の値 0.1 ppm以下 一時間値	10 ppm以下 一時間平均の値 20 ppm以下 一八時間平均の値	0.10 mg/m ³ 以下 一時間平均の値 0.20 mg/m ³ 以下 一時間値	15 μg/m ³ 以下 年平均値 35 μg/m ³ 以下 一日平均値	0.06 ppm以下 一時間値	0.06 ppm 0.04 ppm 一時間平均の値
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られる自動測定法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
評価方法	短期的評価 測定を行った日又は時間について、それぞれ評価する。			1日平均値の年間98パーセンタイル値についての達成状況によって評価する。	測定を行った時間について、それぞれ評価する。	
	長期的評価 年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する(例えば、年間365日目の1日平均値がある場合、高い方から7日を除いた8日目の1日平均値)。ただし、1日平均値につき、環境基準を越える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いを行わない。			測定を行った1年間の年平均値について評価する。		年間の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当する値で評価する。

注) いずれの評価も、1日のうち4時間を超えて1時間値が欠測となった場合は、1日平均値の評価は行わない。

非適用地域

- (ア) 工業専用地域（都市計画法による）
- (イ) 臨港地区（港湾法による）
- (ウ) 道路の車道部分
- (エ) その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民の生活実態の考えられない地域、場所

② 有害大気汚染物質の環境基準

物 質	環境基準	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	同上
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同上
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	同上

③ K値規制

排出口の高さに応じて硫黄酸化物の排出量の許容限度（q）を定めるK値規制がとられている。

$$q = K \times H e^2 \times 10^{-3} \quad (q \text{ の単位: } \text{Nm}^3/\text{h})$$

K：地域ごとに定められる定数（柳井市：17.5）

He：有効煙突高（煙突実高＋煙上昇高）（単位：m）

④ 光化学オキシダントに係る緊急時における措置

ア 警報等の発令及び解除

発令の区分	発令の基準	解除の基準
オキシダント情報 （以下「情報」という。）	オキシダントの濃度が0.10ppm以上0.12ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。
オキシダント特別情報 （以下「特別情報」という。）	オキシダントの濃度が0.12ppm未満であって、光化学オキシダント類似の大気汚染の発生により、現に被害が発生し、気象条件からみて継続又は拡大すると認められるとき。	光化学オキシダント類似の大気汚染が消失し、気象条件からみて再び発生するおそれがないと認められるとき。
オキシダント注意報 （以下「注意報」という。）	オキシダントの濃度が0.12ppm以上0.40ppm未満であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。
オキシダント警報 （以下「警報」という。）	オキシダントの濃度が0.40ppm以上であって、気象条件からみて継続すると認められるとき。	左に掲げる状態が解消し、気象条件からみて当該大気汚染の状態が回復すると認められるとき。

イ 緊急時の措置

発令の区分	減少措置	協力要請、勧告又は命令の区分
情 報	20パーセント以上を目標とした自主的な排出ガス量又は窒素酸化物排出量の減少	協力依頼
特別情報	ばい煙又は排出ガス量若しくは窒素酸化物排出量を20パーセント以上減少	協力要請又は勧告
注 意 報	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を20パーセント以上減少	協力要請
警 報	排出ガス量又は窒素酸化物排出量を40パーセント以上減少	命令

⑤ 悪臭の規制

ア 悪臭防止法による規制

(ア) 敷地境界における規制基準

(単位：ppm)

規制地域の区分	A地域	B地域	C地域
臭気強度	2.5	3.0	3.5
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

注) 表の値は、かき窓式無臭室において調香師が感知した臭気強度を6段階強度表示法により示し、その時の気中濃度を定量したものである。

(参考) 6段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい(検知閾値濃度)
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい(認知閾値濃度)
3	楽に感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

(イ) 排出口における悪臭物質の規制基準

次の式により算出した流量とする。ただし、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンに限る。また、Heが5m未満の場合については適用しない。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

この式において、q、He及びCmはそれぞれ次の値を示す。

q : 流量 (単位：Nm³/h)

He : 補正された排出口の高さ (単位：m)

Cm : (ア)の敷地境界線における基準値 (単位：ppm)

(ウ) 排水中における悪臭物質の規制基準

(単位：mg/L)

特定悪臭物質名	事業場から敷地外に排出される排水の量	許容限度		
		A地域	B地域	C地域
メチルメルカプタン	0.001m ³ /s以下の場合	0.03	0.06	0.2
	0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	0.007	0.01	0.03
	0.1m ³ /sを超える場合	0.002	0.003	0.007
硫化水素	0.001m ³ /s以下の場合	0.1	0.3	1
	0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	0.02	0.07	0.2
	0.1m ³ /sを超える場合	0.005	0.02	0.05
硫化メチル	0.001m ³ /s以下の場合	0.3	2	6
	0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	0.07	0.3	1
	0.1m ³ /sを超える場合	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.001m ³ /s以下の場合	0.6	2	6
	0.001m ³ /sを超え、0.1m ³ /s以下の場合	0.1	0.4	1
	0.1m ³ /sを超える場合	0.03	0.09	0.3

イ 山口県悪臭防止対策指導要綱の指導基準値

(臭気指数)

区 分			悪臭防止法による規制地域			その他の地域
			A	B	C	
敷 地 境 界 線			10	14	18	14
排 出 口	高さ5m以上 15m未満	排出ガス量300Nm ³ /分以上	25	29	33	29
		排出ガス量300Nm ³ /分未満	28	32	36	32
	高さ15m以上30m未満		28	32	36	32
	高さ30m以上50m未満		30	34	38	34
	高さ50m以上		33	37	41	37
備 考	臭気指数=10log Y Y=臭気濃度…原臭を無臭空気希釈し、検知閾値濃度に達した希釈の倍数をいう。					

ウ 特定悪臭物質のにおい及び主な発生源

物 質 名	に お い	主 な 発 生 源
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
スチレン	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP 製品製造工場等
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等
イソ吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でんぶん工場等

(2) 水質関係

① 水質汚濁に係る環境基準

○ 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 海域については、ふっ素及びほう素の基準は適用しない。

② 生活環境の保全に関する環境基準（一部抜粋）

ア 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA類型以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB類型以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC類型以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下

備考 基準値は、日間平均値とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖）

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求 量(COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA類型以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2・3級、水産2級、水浴及びB類型以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びC類型の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—

備考 基準値は、年間平均値とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2・3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びⅢ類型以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

ウ 海域

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求 量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB類型以下の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びC類型の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

備考 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ類型以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ類型以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣ類型の欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

③ 要監視項目及び指針値

ア 人

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06mg/L以下	クロロニトロフェン (CNP)	—
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	ニッケル	—
ダイアジノン	0.005mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L以下 (暫定) ※
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L以下		
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下		
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下		

※PFOS及びPFOAの指針値 (暫定) については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

イ 水生生物

項 目	水 域	類 型	指 針 値	項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7mg/L以下	4-tert-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.001mg/L以下
		生物特A	0.006mg/L以下			生物特A	0.0007mg/L以下
		生物B	3mg/L以下			生物B	0.004mg/L以下
		生物特B	3mg/L以下			生物特B	0.003mg/L以下
	海域	生物A	0.8mg/L以下		海域	生物A	0.0009mg/L以下
		生物特A	0.8mg/L以下			生物特A	0.0004mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05mg/L以下	アニリン	河川及び湖沼	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下			生物特A	0.02mg/L以下
		生物B	0.08mg/L以下			生物B	0.02mg/L以下
		生物特B	0.01mg/L以下			生物特B	0.02mg/L以下
	海域	生物A	2mg/L以下		海域	生物A	0.1mg/L以下
		生物特A	0.2mg/L以下			生物特A	0.1mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1mg/L以下	2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物A	0.03mg/L以下
		生物特A	1mg/L以下			生物特A	0.003mg/L以下
		生物B	1mg/L以下			生物B	0.03mg/L以下
		生物特B	1mg/L以下			生物特B	0.02mg/L以下
	海域	生物A	0.3mg/L以下		海域	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.03mg/L以下			生物特A	0.01mg/L以下

● 分類

河川及び湖沼

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場 (養殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場 (養殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

海域

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性
生 物 A	水生生物の生息する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場 (養殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

④ 一律排水基準（水質汚濁防止法）

ア 健康項目

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 海域 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 海域 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

イ 生活環境項目

生活環境項目	許容限度
水素イオン濃度（pH）	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L （日間平均120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L （日間平均120mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L （日間平均150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量 5mg/L 動植物油類含有量 30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L （日間平均60mg/L）
りん含有量	16mg/L （日間平均8mg/L）

備考 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。

⑤ 水浴場水質判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 A A 不検出 （検出限界 2個/100m L）	油膜が認められない	2mg/L 以下 （湖沼は3mg/L 以下）	全透 （水深1m以上）
	水質 A 100個/100m L 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 （湖沼は3mg/L 以下）	全透 （水深1m以上）
可	水質 B 400個/100m L 以下	常時油膜が認められない	5mg/L 以下	1m未満 ～50cm以上
	水質 C 1,000個/100m L 以下	常時油膜が認められない	8mg/L 以下	1m未満 ～50cm以上
不適	1,000個/100m L を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50cm未満

注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。なお、不検出とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

⑥ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンにかかる基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回することをいう。

⑦ 農業（水稻）用水基準（昭和45.3農林省公害研究会）

項 目	基 準 値
水素イオン濃度（pH）	6.0～7.5
化学的酸素要求量（COD）	6mg/l以下
浮遊物質（SS）	100mg/l以下
溶存酸素（DO）	5mg/l以上
全窒素濃度（T-N）	1mg/l以下
電気伝導度（EC）	0.3mS/cm以下 30mS/m以下
ひ素（As）	0.05mg/l以下
亜鉛（Zn）	0.5mg/l以下
銅（Cu）	0.02mg/l以下

⑧ 遊泳用プールの衛生基準（平成19.5.28厚生労働省健康局長通知 健発第0528003号）

項 目	基 準 値
水素イオン濃度（pH）	5.8以上8.6以下
濁度	2度以下
過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましいこと。
二酸化塩素濃度等	塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1mg/L以上0.4mg/L以下であること。また、亜塩素酸濃度は1.2mg/L以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
一般細菌	200CFU/mL以下
総トリハロメタン	暫定目標値としておおむね0.2mg/L以下が望ましいこと。

(3) 騒音・振動関係

【騒音関係】

① 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、道路に面する地域とそれ以外の地域に区分して定められている。

ア 道路に面する地域以外の地域（一般地域）（単位：デシベル（等価騒音レベル））

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50以下	40以下
A 及び B	55以下	45以下
C	60以下	50以下

（地域の類型）

A A：特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居、商業、工業地域

（時間区分）

昼間：午前6時～午後10時

夜間：午後10時～午前6時

イ 道路に面する地域

（単位：デシベル（等価騒音レベル））

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

ウ 幹線道路を担う道路に近接する空間についての特例基準値（単位：デシベル（等価騒音レベル））

基準値	
昼間	夜間
70以下	65以下

（備考）

個別の住居等の騒音を受けやすい面の窓を閉めた生活が営まれている場合は、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注）1 「幹線道路を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

（1）高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）

（2）一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間（区域）」とは、次の車線数の区分に応じた道路端からの距離により特定された範囲をいう。

（1）2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m

（2）2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

② 特定工場等の騒音に係る規制基準（騒音規制法）

（単位：デシベル）

時間区分 区域区分	昼 間	朝・夕	夜 間
	8時～18時	6時～8時 18時～21時	21時～6時
第1種区域	50以下	45以下	40以下
第2種区域	60以下	50以下	45以下
第3種区域	65以下	65以下	55以下
第4種区域	70以下	70以下	65以下

（参考）指定地域の区域の区分と都市計画用途地域の関係

騒音の区域区分	振動の区域区分	都市計画用途地域
第1種区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域		第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	第2種区域Ⅰ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	第2種区域Ⅱ	工業地域

騒音規制法及び山口県公害防止条例に基づく特定施設

特定施設名		規 模	
項番号	名 称	騒音規制法	山口県公害防止条例
1 金属加工機械	イ 圧延機械	22.5kW以上	
	ロ 製管機械	すべて	
	ハ ベンディングマシン	ロール式で3.75kW以上	
	ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く。	
	ホ 機械プレス	294kN(=30重量トン)以上	
	ヘ せん断機	3.75kW以上	
	ト 鍛造機	すべて	
	チ ワイヤフォーミングマシン	すべて	
	リ プラスト	タンブラスト以外で密閉式を除く。	
	ヌ タンブラー	すべて	
	ル 切断機	といしを用いるものに限る。	
	ヲ 自動旋盤		棒材作業用で3.75kW以上
	ワ トタン波付ロール機		すべて
	カ 歯切り盤		すべて
	ヨ 研磨機		工具用研磨機を除く。
	タ 型削機		3.75kW以上
	レ 平削機		3.75kW以上
	ソ 自動やすり目立機		1.5kW以上
	チ 製針・製ピン機		すべて
2	空気圧縮機・送風機	7.5kW以上（空気圧縮機は、環境大臣が指定するものを除く。）	7.5kW以上（空気圧縮機は、知事が指定するものを除く。）
3	破碎機等	土石用・鉱物用で7.5kW以上	
4 繊維機械	イ 織機	原動機を用いるものに限る。	
	ロ 製網機		原動機を用いるものに限る。
	ハ 撚糸機		原動機を用いるものに限る。
	ニ 粗紡機		原動機を用いるものに限る。
	ホ 精紡機		原動機を用いるものに限る。
5 建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	0.45m³以上（気ほう式を除く。）	0.30m³以上（気ほう式を除く。）
	ロ アスファルトプラント	200kg以上	
	ハ コンクリートブロックマシン		すべて
6	穀物用製粉機	ロール式で7.5kW以上	
7 木材加工機械	イ ドラムバーカー	すべて	
	ロ チッパー	2.25kW以上	
	ハ 碎木機	すべて	
	ニ 帯のこ盤	製材用15kW以上・木工用2.25kW以上	製材用15kW以上・木工用0.75kW以上
	ホ 丸のこ盤	製材用15kW以上・木工用2.25kW以上	製材用15kW以上・木工用0.75kW以上
	ヘ かな盤	2.25kW以上	0.75kW以上
	ト ほぞ取盤・溝取盤		すべて
	チ 寸法裁断機		すべて
	リ 皮剥ぎ機		すべて
8	抄紙機	すべて	
9 印刷製本機械	イ 印刷機械	原動機を用いるものに限る。	
	ロ 製本機械		すべて
	ハ 紙切断機		7.5kW以上
10	合成樹脂射出成形機	すべて	
11	鋳造造型機	ジョルト式のものに限る。	
12 窯業機械	イ ホットプレス機		すべて
	ロ 工業用窯炉（含ロータリーキルン）		すべて
	ハ 石灰石ホッパー		すべて
13 空気調和機器	イ 集じん装置		すべて
	ロ 換気装置		7.5kW以上
	ハ クーリングタワー		0.75kW以上
14 化学工業用装置	イ 遠心分離機		7.5kW以上
	ロ かくはん機		7.5kW以上
15 各種工業用機械	イ コルゲートマシン		すべて
	ロ 工業用動力マシン		すべて
	ハ 蒸気洗浄機		すべて
	ニ ベークライト型打機		7.5kW以上
	ホ ゴムロール機		7.5kW以上
16	バーナー（洗たく業）		すべて
17	冷凍機		7.5kW以上
18	石材引割機・石材用研磨機		すべて
19	ガソリンエンジン		定置式で7.5kW以上（非常用除く。）
20	ディーゼルエンジン		定置式で7.5kW以上（非常用除く。）
21	ボーリング機械（遊技用）		すべて

③ 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定建設作業の種類 区域の区分 規制種別	騒音規制法											山口県公害防止条例		
	くい打機	くい抜機	くい打くい抜機	びよう打機	さく岩機	空気圧縮機	アスファルトプラント	コンクリートプラント	以上。環境大臣指定除く。	トラクターシヨベル(100馬力以上。環境大臣指定除く。)	バックホウ(80馬力以上。環境大臣指定除く。)	ブルドーザー(10馬力以上。環境大臣指定除く。)	鋼球解体作業	コンクリートカッター アスファルトカッター コンクリートバイブレーター
基準値	①②	85デシベル												
作業時間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと。												
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと。												
※ 1日当たりの 作業時間	①	10時間／日を超えないこと。												
	②	14時間／日を超えないこと。												
作業期間	①	連続6日を超えないこと。												
	②													
作業日	①②	日曜日その他の休日でないこと。												

(備考) 1 基準値は、特定建設作業の敷地境界線での値。

2 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず1日の作業時間を※に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令することができる。

3 区域の区分の①(第1号区域)とは、騒音の指定地域における第1種、第2種、第3種区域及び第4種区域のうち、学校、病院、保育所施設等の敷地の周囲おおむね80mの区域内、②(第2号区域)とは、指定地域のうち第1号区域以外の区域が該当する。

④ 作業に伴って発生する騒音に係る規制基準(山口県公害防止条例)

(単位:デシベル)

作業の種類	地 域	許容 限度	騒音を発生させることができない時間
1 板金作業	第1 種低層住居専用地域又は	50	午後7時から 翌日の午前7時まで
2 製かん作業	第2 種低層住居専用地域		
3 鉄骨又は橋りょうの組立て作業	第1 種中高層住居専用地域又は	60	
4 鉄材等の積込み又は積降しの作業	第2 種中高層住居専用地域		
5 金属材料の引抜き作業	第1 種住居地域、第2 種住居地域		
6 鍛造の作業	又は準住居地域	65	
7 電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断の作業	近隣商業地域		
8 電動工具又は空気動力工具を使用する金属の研磨又は切削の作業	(備考) 1 作業の騒音が、作業の敷地境界線において、上記の地域の区分ごとにそれぞれの許容限度を超えていないこと。 2 上表の騒音を発生することができない時間は、災害その他緊急時、人命救助、危険防止、鉄道の正常運行の確保等の場合は適用しない。		
9 音響を発生する機器の組立て、試験又は調整の作業			
10 ハンマー(ピッケルハンマーを除く。)及びグラインダーを使用する作業			

⑤ 深夜騒音に係る規制基準(山口県公害防止条例)

規制の対象	地 域	許容限度(単位:デシベル)	
1 設備を設けて客に飲食させる営業	第1種低層住居専用地域又は 第2種低層住居専用地域	40	
2 ガソリンスタンド営業	第1種中高層住居専用地域又は 第2種中高層住居専用地域	45	
3 液化石油ガススタンド営業			
4 ボーリング場営業			
5 ゴルフ練習場営業			
6 スイミングプール営業	第1種住居地域、第2種住居地域 又は準住居地域	55	
7 アイススケート場営業	近隣商業地域		
8 卓球場営業	その他知事が指定する地域		知事が別に定める大きさ
9 たまつき場営業	(備考) 1 深夜とは、午後11時から翌日の午前6時まで 2 許容限度は、敷地境界線における騒音の大きさ		
10 まあじゃん屋営業			
11 映画館営業			
12 カラオケボックス営業			
13 トラックターミナル営業			

【振動関係】

① 特定工場等の振動に係る規制基準（振動規制法）（単位：デシベル）

時間区分 区域区分	昼 間	夜 間
	8時～19時	19時～8時
第1種区域	60以下	55以下
第2種区域Ⅰ	65以下	60以下
第2種区域Ⅱ	70以下	65以下

（参考・再掲）指定地域の区域の区分と都市計画用途地域の関係

騒音の区域区分	振動の区域区分	都市計画用途地域
第1種区域	第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
第2種区域		第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
第3種区域	第2種区域Ⅰ	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	第2種区域Ⅱ	工業地域

② 振動に係る特定施設（振動規制法）

1 金属加工機械	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
2 圧縮機（環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）	
3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）	
4 織機（原動機を用いるものに限る。）	
5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）	
6 木材加工機械	イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）	
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）	
9 合成樹脂用射出成形機	
10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	

③ 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準（振動規制法）

特定建設作業 区域の区分 規制種別		くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	鋼球を使用して破壊	舗装版破砕機	ブレーカー
基 準 値	①②	75デシベル			
作 業 時 間	①	午後7時～午前7時の時間内でないこと。			
	②	午後10時～午前6時の時間内でないこと。			
1日当たりの 作 業 時 間	①	10時間／日を超えないこと。			
	②	14時間／日を超えないこと。			
作 業 期 間	①	連続6日を超えないこと。			
	②				
作 業 日	①②	日曜日その他の休日でないこと。			

（備考） 1 基準値は、特定建設作業の敷地境界線での値。

2 区域の区分の①（第1号区域）とは、振動の指定地域における第1種、第2種区域Ⅰ及び第2種区域Ⅱのうち、学校、病院、保育所施設等の敷地の周囲おおむね80mの区域内、②（第2号区域）とは、指定地域のうち第1号区域以外の区域が該当する。

(4) 土壤汚染関係

① 土壤汚染対策法に規定する区域の指定に係る基準

分類	特定有害物質の種類	指定基準	
		土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下	—
	四塩化炭素	0.002 以下	—
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
	ジクロロメタン	0.02 以下	—
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—
	ベンゼン	0.01 以下	—
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	カドミウムが 0.003 以下	カドミウムが 45 以下
	六価クロム化合物	六価クロムが 0.05 以下	六価クロムが 250 以下
	シアン化合物	シアンが検出されないこと	遊離シアンが 50 以下
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀が 15 以下
	セレン及びその化合物	セレンが 0.01 以下	セレンが 150 以下
	鉛及びその化合物	鉛が 0.01 以下	鉛が 150 以下
	砒素及びその化合物	砒素が 0.01 以下	砒素が 150 以下
	ふっ素及びその化合物	ふっ素が 0.8 以下	ふっ素が 4,000 以下
	ほう素及びその化合物	ほう素が 1 以下	ほう素が 4,000 以下
第三種特定有害物質	シマジン	0.003 以下	—
	チオベンカルブ	0.02 以下	—
	チウラム	0.006 以下	—
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—
	有機りん化合物※	検出されないこと	—

※ 有機りん化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

② 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん※	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4 ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

※ 有機りんとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

6 調査結果

(1) 大気関係

① 二酸化硫黄濃度

(単位：ppm)

項 目	令 和 5 年									令 和 6 年			通年	前年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
月 平 均 値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001
1 時 間 値 の 最 高 値	0.008	0.004	0.004	0.003	0.004	0.008	0.037	0.003	0.004	0.004	0.005	0.003	0.037	0.023
日 平 均 値 の 最 高 値	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.008	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.008	0.004

② 窒素酸化物濃度

(単位：ppm)

項 目		令 和 5 年									令 和 6 年			通年	前年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
一酸化窒素	月 平 均 値	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
	1 時 間 値 の 最 高 値	0.007	0.010	0.010	0.009	0.015	0.008	0.011	0.019	0.028	0.033	0.018	0.016	0.033	0.115
	日 平 均 値 の 最 高 値	0.002	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002	0.002	0.003	0.004	0.005	0.004	0.003	0.005	0.008
二酸化窒素	月 平 均 値	0.006	0.005	0.007	0.004	0.004	0.004	0.004	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007	0.006	0.006
	1 時 間 値 の 最 高 値	0.021	0.023	0.028	0.021	0.015	0.014	0.028	0.030	0.024	0.026	0.028	0.028	0.030	0.033
	日 平 均 値 の 最 高 値	0.010	0.011	0.015	0.009	0.007	0.005	0.009	0.013	0.012	0.014	0.013	0.013	0.015	0.016
窒素酸化物	月 平 均 値	0.007	0.006	0.008	0.006	0.005	0.005	0.006	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007	0.008
	1 時 間 値 の 最 高 値	0.024	0.027	0.038	0.028	0.023	0.019	0.038	0.039	0.041	0.049	0.041	0.033	0.049	0.127
	日 平 均 値 の 最 高 値	0.012	0.014	0.018	0.011	0.010	0.007	0.011	0.016	0.015	0.017	0.016	0.015	0.018	0.022

③ 浮遊粒子状物質濃度

(単位: 日・時間・ mg/m^3)

項 目	令和5年										令和6年			通年	前年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
有効測定日数	29	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	365	365	
有効測定時間	707	740	716	738	736	712	740	712	735	725	676	726	8,663	8,695	
月 平 均 値 (m g / m ³)	0.019	0.012	0.017	0.017	0.016	0.014	0.010	0.010	0.010	0.007	0.009	0.011	0.013	0.014	
1 時 間 値 が 0.20mg/m ³ を超 えた 時 間 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
日 平 均 値 が 0.10mg/m ³ を超 えた 日 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1時間値の最 高値 (mg/m ³)	0.092	0.065	0.074	0.057	0.096	0.089	0.054	0.056	0.069	0.039	0.090	0.070	0.096	0.092	
日平均値の最 高値 (mg/m ³)	0.037	0.029	0.033	0.034	0.029	0.035	0.024	0.027	0.029	0.013	0.021	0.024	0.037	0.054	

④ 光化学オキシダント濃度

項 目		令和5年									令和6年			通年	前年度
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
昼間測定日数	日	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366	365
昼間測定時間数	時間	448	462	438	461	462	448	463	445	463	443	432	463	5,428	5,416
昼間の1時間値 が0.06ppmを超 えた日数と時間 数	日	12	11	9	3	0	4	8	3	0	0	0	4	54	62
	時間	44	69	49	14	0	7	29	11	0	0	0	24	247	312
昼間の1時間値 が0.12ppmを超 えた日数と時間 数	日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昼間の1時間値 の 最 高 値	ppm	0.084	0.083	0.080	0.066	0.057	0.070	0.072	0.069	0.058	0.048	0.060	0.075	0.084	0.096
昼間の1時間値 の 平 均 値	ppm	0.044	0.045	0.035	0.023	0.021	0.029	0.037	0.030	0.027	0.027	0.032	0.038	0.032	0.033

⑤ 微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度

(単位: 日・ $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

項 目	令和 5 年										令和 6 年			通年	前年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
有効測定日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366	355	
月 平 均 値 (μ g / m ³)	12	9	11	8	7	8	9	10	8	7	7	9	8.6	8.4	
日 平 均 値 が 35 μ g / m ³ を 超 え た 日 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	

(2) 水質関係(①～④：県測定、⑤～⑥：市測定)

① 水質調査結果(5年度 柳井・大島海域)

単位：大腸菌CFU/100ml, その他mg/l (pHを除く.)

類型	測定点	年月 測定項目	令和5年			令和6年	年平均値	75%値
			6月	8月	12月	2月		
A	ND-4	pH	8.1	8.1	8.2	8.1	8.1	
		DO	8.6	7.0	8.2	9.4	8.3	
		COD	1.2	1.4	1.1	1.6	1.3	1.4
		大腸菌数	<1	<1	<1	<1	<1	
	ND-5	pH	8.1	8.1	8.2	8.2	8.2	
		DO	8.7	6.9	8.1	9.3	8.3	
		COD	1.6	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4
		大腸菌数	<1	<1	<1	<1	<1	
	ND-6	pH	8.1	8.1	8.2	8.1	8.1	
		DO	8.6	7.3	8.1	9.2	8.3	
		COD	1.3	1.4	1.1	1.5	1.3	1.4
		大腸菌数	<1	<1	<1	<1	<1	
	ND-7	pH	8.1	8.1	8.2	8.1	8.1	
		DO	9.1	7.8	8.7	9.1	8.7	
		COD	1.3	1.4	1.1	1.5	1.3	1.4
		大腸菌数	<1	<1	<1	<1	<1	
	ND-8	pH	8.1	8.1	8.2	8.1	8.1	
		DO	8.4	7.1	8.3	9.3	8.3	
		COD	1.5	1.4	1.2	1.5	1.4	1.5
		大腸菌数	<1	<1	<1	<1	<1	
B	ND-3	pH	8.1	8.1	8.2	8.2	8.2	
		DO	8.5	6.8	7.9	9.3	8.1	
		COD	1.9	1.5	1.5	1.4	1.6	1.5
	ND-9	pH	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	
		DO	9.2	6.9	8.2	9.4	8.4	
		COD	1.7	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5

栄養塩類(5年度 窒素及び磷)

単位：mg/l

類型	測定点	年月 測定項目	令和5年			令和6年	年平均値
			6月	8月	12月	2月	
A	ND-4	T-N	0.25	0.18	0.15	0.12	0.18
		T-P	0.019	0.019	0.024	0.016	0.020
	ND-5	T-N	0.24	0.19	0.14	0.13	0.18
		T-P	0.019	0.018	0.025	0.016	0.020
	ND-6	T-N	0.24	0.16	0.12	0.12	0.16
		T-P	0.018	0.017	0.019	0.017	0.018
	ND-7	T-N	0.20	0.14	0.12	0.13	0.15
		T-P	0.015	0.014	0.020	0.017	0.017
B	ND-3	T-N	0.32	0.18	0.15	0.12	0.19
		T-P	0.021	0.019	0.024	0.015	0.020
	ND-9	T-N	0.25	0.16	0.15	0.13	0.17
		T-P	0.017	0.020	0.025	0.015	0.019

② 水質調査結果（５年度 柳井川）

単位：大腸菌CFU/100ml，その他mg/l（pHを除く．）

類型	測定点	年月	令和５年			令和６年	年平均値	75%値
		測定項目	6月	8月	12月	2月		
A	NC-2 〔元折橋〕 〔本通橋〕	pH	7.4	7.5	7.5	7.6	7.5	
		DO	8.8	8.2	11.0	12.0	10.0	
		BOD	1.5	0.8	1.4	0.7	1.1	1.4
		SS	10	5	3	3	5	
		大腸菌数	120	430	120	75	190	
B	NC-1 〔柳井大橋〕	pH	7.7	8.1	8.0	8.1	8.0	
		DO	9.3	8.9	9.7	11.0	9.7	
		BOD	1.1	0.5	0.9	0.7	0.8	0.9
		SS	15	15	5	9	11	
		大腸菌数	120	25	31	280	110	
		T-N	0.63	0.42	0.57	0.69	0.58	
		T-P	0.083	0.094	0.057	0.068	0.076	

③ 水質調査結果（５年度 土穂石川）

単位：大腸菌CFU/100ml，その他mg/l（pHを除く．）

類型	測定点	年月	令和５年									令和６年			年平均値	75%値
		測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
A	NC-4 〔八幡橋〕	pH	7.1	7.2	7.2		7.2	7.4	7.6	7.5	7.4	7.6	7.2	7.1	7.3	
		DO	8.5	9.0	6.2		6.2	7.6	7.2	7.9	10.0	8.8	11.0	11.0	8.5	
		BOD	3.7	1.2	2.4		2.3	1.9	1.4	2.4	2.6	1.8	1.4	4.4	2.3	2.6
		SS	13	7	23		12	23	30	7	5	8	10	11	14	
		大腸菌数	500	540	690		890	310	400	1300	850	810	550	480	670	
B	NC-3 〔田布呂木橋〕	pH			7.4		7.8				7.8		7.5		7.6	
		DO			8.1		8.5				12		11		9.9	
		BOD			1.9		1.5				2.0		1.2		1.7	1.9
		SS			18		23				8		14		16	
		大腸菌数			680		830				220		140		470	
		T-N			1.4		1.2				1.9		1.4		1.5	
		T-P			0.20		0.29				0.24		0.12		0.21	

④ 水質調査結果（５年度 由宇川）

単位：大腸菌CFU/100ml，その他mg/l（pHを除く．）

類型	測定点	年月	令和５年			令和６年	年平均値	75%値
		測定項目	6月	8月	12月	2月		
A	PC-2 〔積善橋〕	pH	7.7	7.9	7.8	7.8	7.8	
		DO	9.5	8.8	12.0	12.0	11.0	
		BOD	0.9	0.6	0.9	<0.5	0.7	0.9
		SS	2	4	1	1	2	
		大腸菌数	260	100	80	85	130	

⑤ 水質調査結果（５年度 中小河川 令和５年12月25日試料採取）

項目	河川名 単位	柳井川	井向川	姫田川	片野川	龍華川	石神川	滝川	由宇川 (日積大原)	由宇川 (伊陸錦)	上八川	四割川
pH	—	7.6	7.4	8.8	9.2	7.8	7.9	7.7	7.8	7.5	8.1	7.5
DO	mg/l	11.8	11.5	14.2	13.4	12.0	12.1	12.1	12.4	11.7	11.3	11.6
BOD	mg/l	1.3	1.2	2.9	4.7	1.3	0.7	0.8	0.8	1.0	1.1	0.8
COD	mg/l	3.3	1.9	4.2	6.0	2.6	1.1	1.3	1.5	1.6	2.8	1.5
SS	mg/l	2.3	<0.5	6.2	2.6	1.9	1.6	1.8	0.7	1.9	2.7	<0.5
大腸菌数	CFU/100ml	100	68	31	27	110	160	13	110	1400	1300	220
T-N	mg/l	0.44	0.76	1.07	0.58	0.90	0.51	0.26	0.46	0.59	1.08	0.30
T-P	mg/l	0.032	0.059	0.132	0.080	0.090	0.016	0.015	0.032	0.062	0.125	0.011

⑥ 水質調査結果（５年度 遊水池 令和５年12月25日試料採取）

項目	遊水池名 単位	古開作	中開作	宮本開作
pH	—	7.5	8.0	7.6
DO	mg/l	7.2	11.0	8.5
BOD	mg/l	4.8	1.9	1.9
COD	mg/l	6.5	8.7	6.3
SS	mg/l	3.5	7.4	20.0
大腸菌数	CFU/100ml	480	38	530
T-N	mg/l	4.48	1.08	1.60
T-P	mg/l	0.525	0.196	0.185

(3) 騒音関係

環境騒音測定結果（５年度 令和５年12月6日測定）

No.	測定地点	環境基準 類型	基準時間帯騒音レベル dB (A)			
			等価騒音レベル L _{aeq}		中 央 値 LA50	
			昼間	夜間	昼間	夜間
1	古開作中央線(緑道)	C	46	40	45	40
2	柳井市保健センター	A	51	36	42	35
3	市営国清住宅	A	42	32	38	31
4	境開児童遊園	C	44	40	38	39
5	サンビームやない	B	53	45	48	39
6	市営まちなか駐車場	C	53	44	49	41
7	大屋ふたば集会所	A	39	35	37	34
8	柳東小学校	B	53	44	46	42
9	柳井総合卸センター	C	48	50	46	50
10	南浜市民グラウンド	C	52	41	50	41
11	旭ヶ丘公園	A	47	30	36	28

7 用語の説明

【あ】

悪臭

大多数の人々（70%又は2/3）に不快感をあたえるにおい。環境基本法における典型公害の一つ。

不快なおいの原因となって生活環境を損なうおそれのある物質として、悪臭防止法では、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸の22物質が「特定悪臭物質」に指定されている。

硫黄酸化物(SO_x)

硫黄、硫黄分を含む燃料その他の物の燃焼に伴って生成される。主な発生源は工場・事業場であるが、船舶、自動車（ディーゼル車）からも排出される。硫黄酸化物には二酸化硫黄、三酸化硫黄などがあるが、燃焼に伴って生成される物のほとんどは二酸化硫黄である。無色、刺激臭のある気体で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。

一酸化炭素(CO)

燃料が不完全燃焼したときに生じる無色、無臭の気体であり、生理上極めて有毒で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害し、中枢神経をマヒさせたり、貧血症を起こしたりする。大気汚染として問題となるものは主に自動車から発生する。

一般廃棄物

日常生活に伴って発生するごみ・し尿や事業活動に伴って排出される紙くずなど、産業廃棄物以外のものをいう。

上乗せ基準

ばい煙や排水等の排出の規制に関して、都

道府県が条例で定める基準であって、国が定める基準より厳しいものをいう。

栄養塩類

窒素、りん、ケイ素など、植物や藻類が正常な生活を営むのに必要な無機塩類をいう。

汚濁負荷量

大気や水などの環境に排出される硫黄酸化物、COD等の汚濁物質の量をいい、一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排出ガス量や排水量等との積で表される。

温室効果（温室効果ガス）

大気中の二酸化炭素等が地表面から放出される赤外線を吸収し、宇宙空間へ逃げる熱を地表面に戻すため、気温が上昇する現象を温室効果という。二酸化炭素のほかにメタン、一酸化二窒素等があり、これらを温室効果ガスという。

【か】

環境影響評価（環境アセスメント）

開発行為等の実施に当たり、その環境に及ぼす影響の程度と範囲及びその防止策について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を地域住民等に公表し意見を求める手続きをいう。

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。

現在、環境基準は、大気、水質、騒音等について定められている。

環境基本計画

環境基本法第15条の規定に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもので、定期的に見直しが行われ、令和6（2024）年5月に第6次計画が閣議決定された。

環境基本法

地球環境時代に対応した環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律として公害対策基本法に代わり平成5（1993）年11月に公布、施行された。この法律では、環境の保全に関する基本的な施策の総合的枠組みを定めている。

環境の日

事業者及び国民に広く環境保全についての関心と理解を深めるとともに、環境の保全に関する行動を行う意欲を高めるために、環境基本法において「国連人間環境会議」が開催された6月5日を環境の日と定めた。

規制基準

工場・事業場が守らねばならない基準をいう。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。

近隣騒音

家庭から出るピアノやクーラーの音、学校、広場から発生する音、飲食店等の営業に伴う音、拡声機による商業宣伝の音など生活の中で発生し、近隣の人々に影響を及ぼす騒音をいう。

グリーン購入

市場に供給される製品・サービスの中から環境負荷が少ないものを優先的に購入することをいう。

※日々の買い物で環境への配慮を大切にしている商品や店を選び、地球環境を大切にする暮らしを創っていかうとする人々は「グリーンコンシューマー」と呼ばれている。

光化学オキシダント(Ox)

大気中の窒素酸化物や炭化水素に太陽光の紫外線が作用して生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称である。

この光化学オキシダントは、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか、植物にも影響を与える。

降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり、あるいは単独の形で降下したりするばいじんをいう。降下ばいじんは、不溶解性成分と溶解性成分に分かれる。

【さ】**産業廃棄物**

工場、事業場などの事業活動に伴って生じた汚泥、廃油等の廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により定められた20種類をいう。

酸性雨

工場や自動車等から、石油、石炭等の燃料に伴って、大気中に排出される硫黄酸化物や窒素酸化物により酸性化する雨水などを示し、一般にpHが5.6以下の雨という。

COD(化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demandの略で、水中の汚濁物質(主として有機物)を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、数値が高いほど汚濁物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。(→BOD)

3R(スリーアール)

リデュース(Reduce:発生・排出抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)の言葉の頭文字Rをとって3R(スリーアール)という。

騒音レベル

JISに規定されている指示型の騒音計で測定して得られるdB(デシベル)数であり、騒音の大きさを表す。一般には騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値をdB(A)で表す。騒音の規制基準などは、全て騒音レベルによる。

【た】**ダイオキシン類**

一般に、有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)を

まとめて「ダイオキシン類」と呼ぶが、ダイオキシン類対策特別措置法ではPCDD及びPCDFにコプラナーPCBを含めて定義している。毒性が強く、発生源としては、ごみ焼却場、紙・パルプの塩素漂白工程等がある。

大腸菌群数

排水基準において、ふん便汚染の指標としている。大腸菌群は、大腸菌及び大腸菌によく似た性状を示す菌の総称。

大腸菌数

水がふん便性の病原菌を含む汚水などによって汚染されている疑いを示す指標である。大腸菌群数で検出されていた水や土壌に分布する自然由来の細菌を検出せず、よりの確にふん便汚染を捉えることができるため、大腸菌群数に代わる新たな衛生微生物指標となった。

炭化水素

塗装・印刷工場、ガソリン等の貯蔵タンク、自動車などの人為的発生源から排出される。窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つである。

地球温暖化

二酸化炭素等の温室効果ガスの濃度が増加することにより、地球表面の温度が上昇する現象をいう。

窒素酸化物(NO_x)

物の燃焼に伴って発生した一酸化窒素及び二酸化窒素の混合物で、ほとんどが工場・事業場、自動車から排出されている。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質の一つである。

デシベル(dB)

音の強さ及び振動の強さを示す単位で、dBという記号で表す。

特定悪臭物質(→悪臭)

【な】

二酸化硫黄(SO_2)(→硫黄酸化物)

二酸化窒素(NO_2)(→窒素酸化物)

【は】

ばい煙

①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、フッ化水素、鉛等の有害物質をいう。

排出基準(排水基準)

ばい煙、汚水などを排出する工場・事業場が守らねばならない汚染物質の排出量の許容限度をいい、大気汚染防止法では排出基準、水質汚濁防止法では排水基準という。これらの基準を超えた場合は処罰や改善のための行政措置の対象となる。

ばいじん

「ばい煙」のひとつで、すすや燃えかすの粒子状物質のこと。大気汚染防止法第2条第1項第2号では、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するものと定義されている。

BOD(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demandの略で、水中の汚濁物質(主として有機物)が微生物によって酸化分解されるときに必要とされる酸素量をもって表し、数値が高いほど汚染物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。(→COD)

微小粒子状物質(PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径が $2.5\mu\text{m}$ (ミクロン)以下のものをいう。燃焼によるばいじんや自動車排ガスなどから発生するとされている。

pH(水素イオン濃度)

液体中の水素イオン濃度を表す値で、水素イオン濃度の逆数の常用対数で表される。7を中性、7より大きい物をアルカリ性、小さい物を酸性という。

p p m

ごく微量の物質の濃度を表すのに使われ、p p mは、100万分の1を意味する。例えば、空気1 m³中に1 cm³の物質が含まれているような場合、この物質の濃度を1 p p mという。

さらに、低い濃度を表す場合には、p p b (10億分の1) も用いられる。

P R T R (環境汚染物質排出・移動登録)

Pollutant Release and Transfer Registerの略で、有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源から、どれぐらい環境中に排出されたか、あるいは排出物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みをいう。

富栄養化

水の出入りの少ない湖沼や瀬戸内海のような閉鎖性水域において、工場排水、家庭排水、農業排水などの流入により水中の栄養塩類である窒素、りんなどが増え、次第に栄養塩類が蓄積される現象をいう。海域における赤潮の発生原因の一つといわれる。

浮遊物質量(S S)

水中に懸濁している個体や浮遊固形物をいい、環境基準では河川及び湖沼の汚濁指標として採用される。

浮遊粒子状物質(S P M)

大気中に浮遊する粒子状の物質で、その粒径が10 μm (ミクロン) 以下のものをいう。

フロン

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物(C F C、H C F C、H F C)の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン(C F C s)と呼ぶ。

化学的安定性、耐熱性、低毒性等の優れた性質を持っており、エアコンの冷媒、各種スプレーの噴射剤、半導体産業での洗浄剤などとして広く利用されてきた。しかし、特定の種類のフロンは、成層圏でのオゾン層破壊や温室効果が指摘され、国際的、国内的に規制が強化されている。

粉じん

アスベスト等の特定粉じんと、物の破壊、選別、その他の機械的処理の鉱物等の堆積に伴い発生し又は発散する一般粉じんがある。

【や】**有害大気汚染物質**

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるものをいう。代表的な物質は、ベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等である。

溶存酸素量(D O)

水中に溶け込んでいる酸素量のことをいい、普通7~14 m g / L程度であるが、汚染され、有機物が多くなると汚濁物質が酸素を消費するため、溶存酸素量は減少する。環境基準では、海域、河川及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

【ら】**リサイクル(R e c y c l e : 再生利用)**

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物(ごみ)の減少を図るために、資源として再利用できる廃棄物を活用することをいう。

リデュース(R e d u c e : 発生・排出抑制)

無駄なものを買わない、長く使えるものを買うなど、ごみの発生自体を抑制することをいう。リユース、リサイクルよりも優先される取組である。

リユース(R e u s e : 再使用)

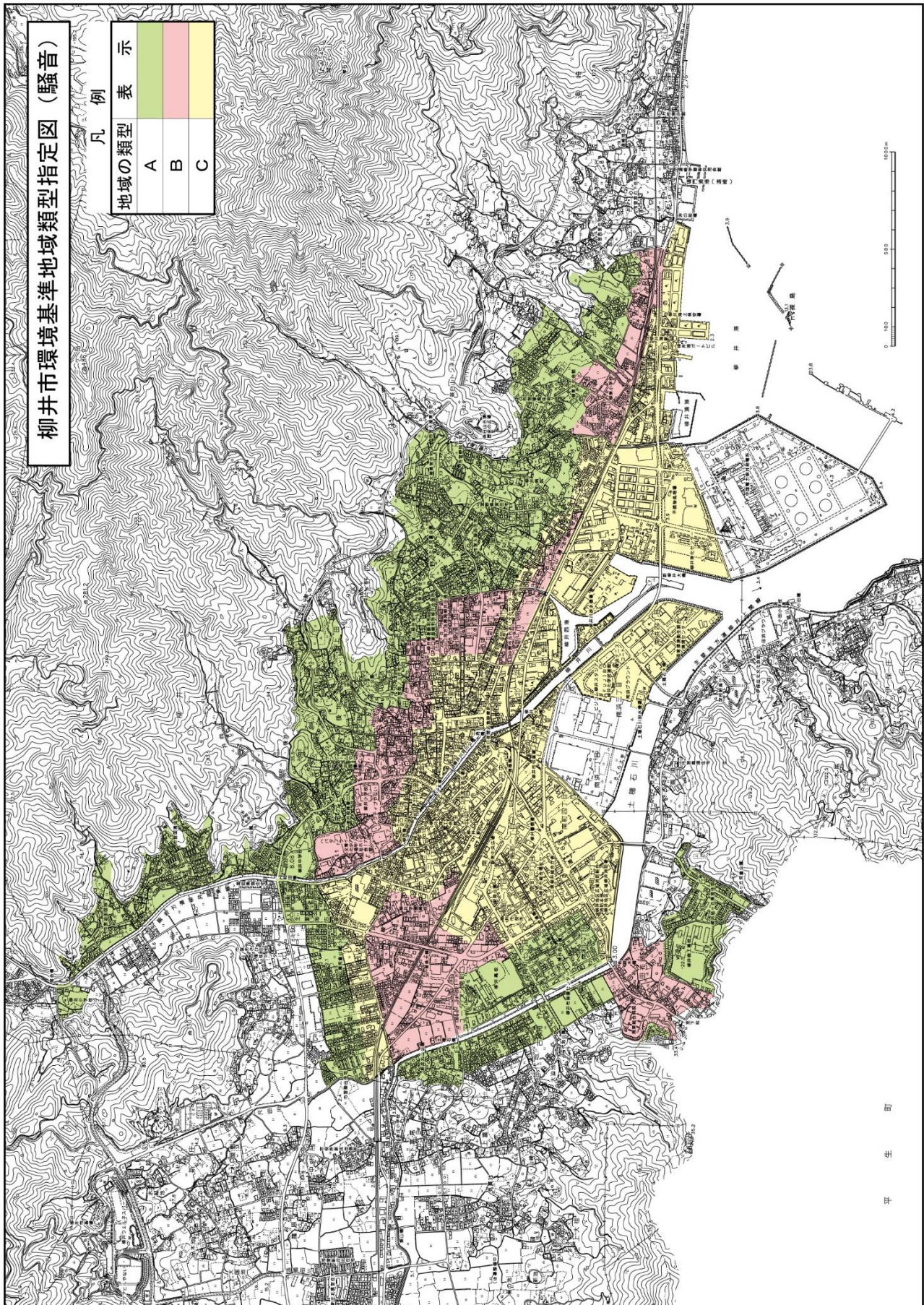
循環資源を製品としてそのまま使用することをいう(修理を行ってこれを使用することを含む)。循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することで、ビールびんなどのリターナブル容器が代表的なものである。

類型指定

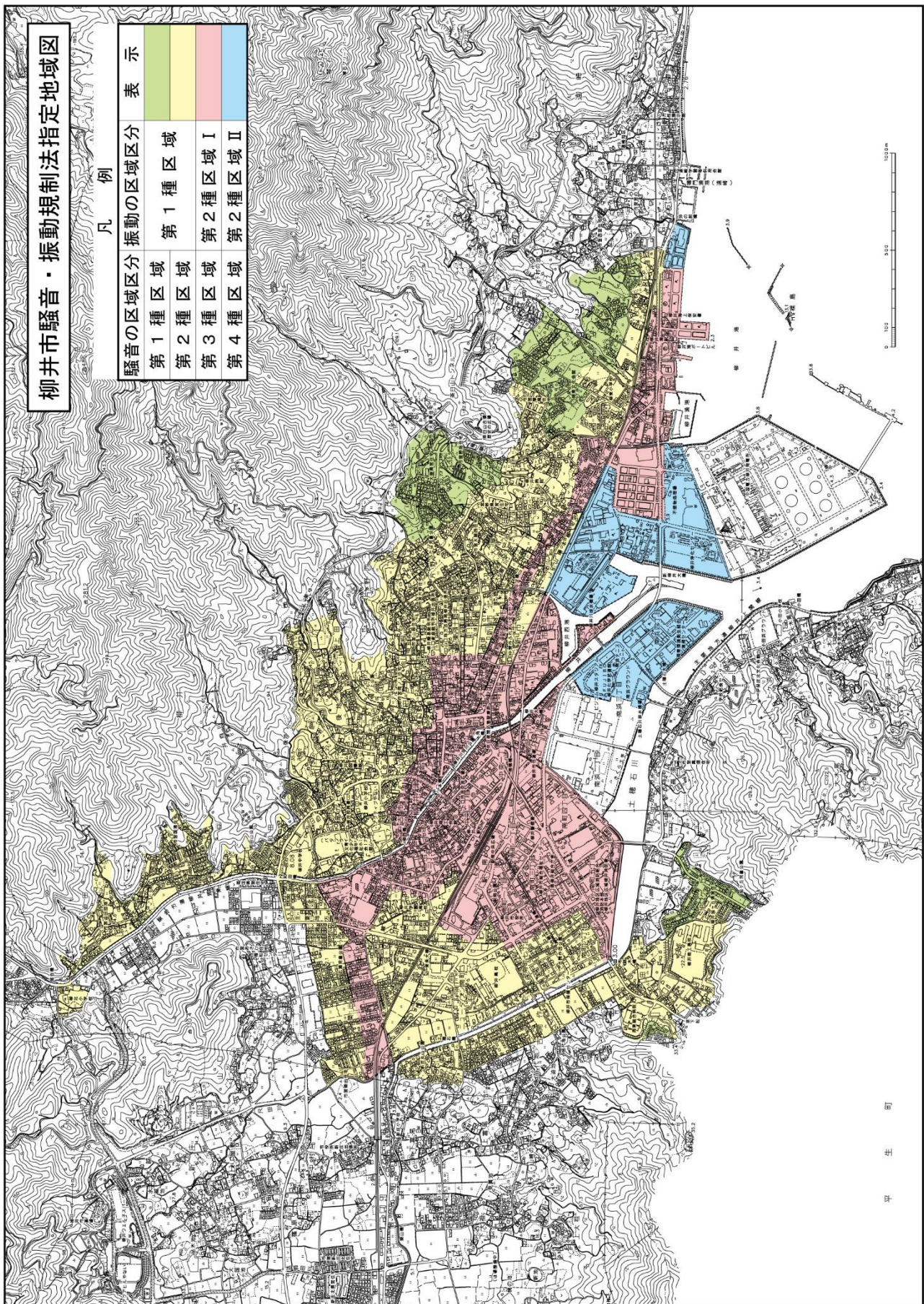
水質汚濁及び騒音環境基準については、国において複数の段階に区分した類型ごとに基準値が示されている。これに基づき国及び県が、河川等の水域又は地域ごとに適用する類型を指定している。

8 図面

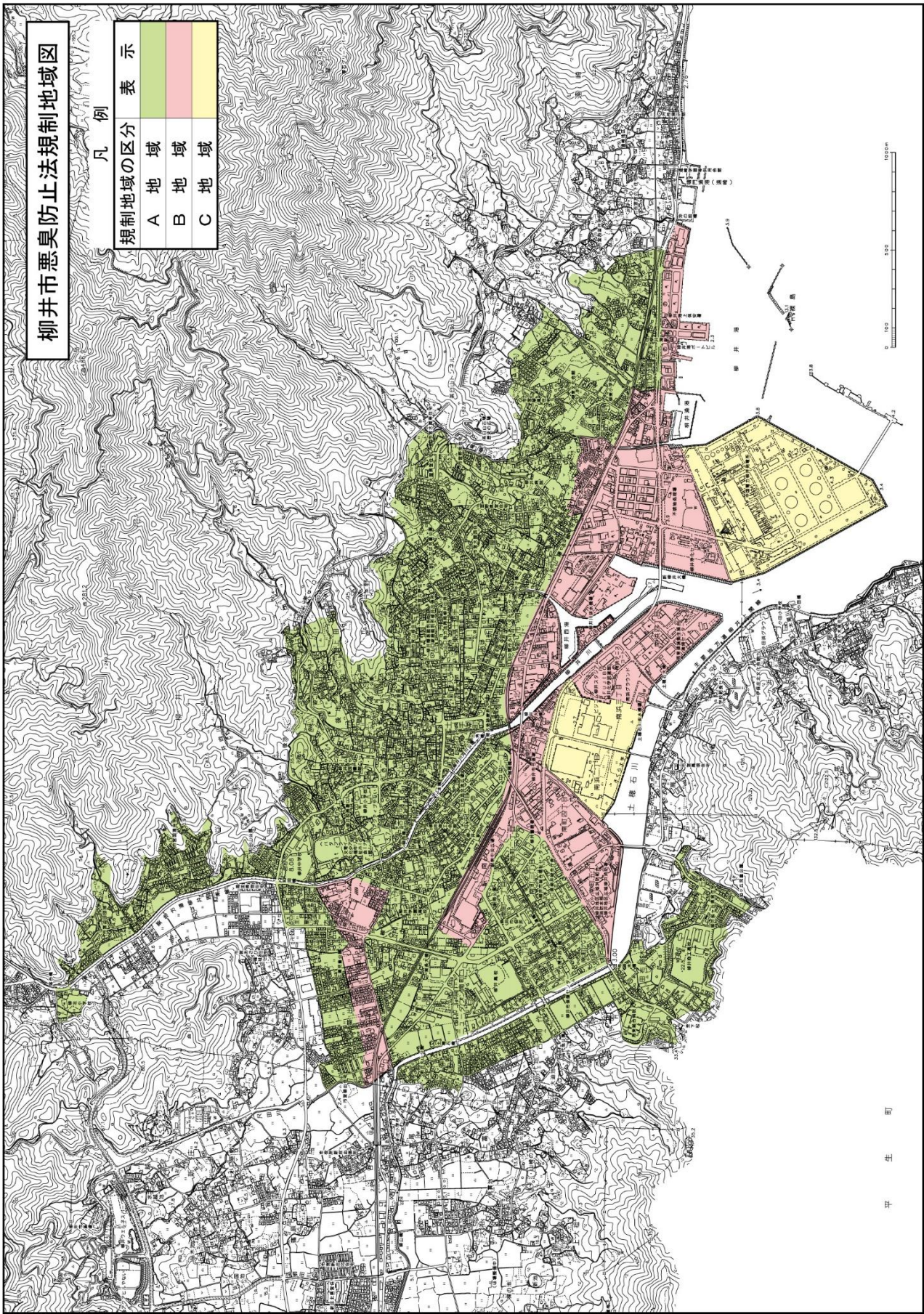
(1) 環境基準地域類型指定図（騒音）



(2) 騒音・振動規制法指定地域図



(3) 悪臭防止法規制地域図



柳 井 市 の 環 境
(令和6年度版)
令和7年3月発行

編 集

柳井市 市民部 市民生活課

発 行

〒742-8714 柳井市南町1丁目10番2号

TEL 0820-22-2111 (代)

FAX 0820-23-7566